

基本施策 11 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもに対する学習支援について、町村域で実施し、市に対しては実施を働きかけることで、学習機会の確保を図るとともに、2017年度からは「若者・外国人未来応援事業」を実施し、中学校卒業後の進路未定者、高等学校中退者、日本語支援が必要な外国人等に対し、学習支援及び相談・助言を行いました。

また、生活困窮世帯の保護者に対して、自立相談支援事業により、生活自立や就労自立に向けて包括的な支援を実施しました。

その他、2016年度に市町村に対するスクールソーシャルワーカー^{*1}設置事業費補助金を創設するなど、家庭環境など複雑な問題を抱える児童生徒に対して、各関係機関と連携しながら児童生徒の学校生活をサポートする体制を整えました。

ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、母子・父子自立支援員による各種の相談支援、自立に向けた資格を取得するために母子家庭等就業支援センターが開催する講習会や無料職業紹介等の就労支援、遺児手当の支給などの経済的支援等を実施しました。

◇現状と課題

子どもの生活実態を把握し、実効性のある子どもの貧困対策を検討するため2016年12月に本県が実施した「愛知子ども調査」によると、愛知県の子どもの貧困率は5.9%と全国の13.9%よりも低くなっていますが、県内では7万人以上の子どもが、全国の一般世帯の半分以下の所得で暮らしていると推計されます。

調査結果においては、保護者の所得が低い家庭ほど、子どもの学習習熟度や大学などへ進学を希望する割合が低くなっています。また、こうした家庭の子どもは、学校のない日の昼食をひとりで食べるが多く、地域行事への参加率も低いため、社会とのつながりが薄くなりがちといった指摘がされています。

そのため、家庭の経済環境にかかわらず、進学を選ぼうとする子どもへの支援や、食の提供などを含め子どもが地域で安心して過ごすことのできる居場所づくりなどの取組の充実が求められています。

その他、学校を窓口として、貧困家庭の子ども等を早期の段階で生活支援や各種福祉制度につなげていくことができるよう、早期発見・早期対応の観点から子どもの貧困対策の必要性が高い地域・学校等へ配置されている、スクールソーシャルワーカーを通じ、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に応じて支援を行っていく必要があります。

*1 スクールソーシャルワーカー

家庭崩壊や虐待、DV、貧困など、生徒自身が解決できない問題に対して、家庭環境の改善のために家庭へ直接的に働きかけ、個々の事例に応じて適切な関係機関へ「つなぐ」役割や助言を行う、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する専門家。

基本施策 11 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭については、2016年に県が実施した「ひとり親家庭実態調査」によると、母子家庭の母は就業率が9割を超えているにもかかわらず、47.9%が臨時・パート、派遣職員で、平均年収は247.6万円であり、年収200万円未満が46.7%と半数近くになっています。このため、約7割の方が現在の暮らしの状況は、苦しいと答えています。

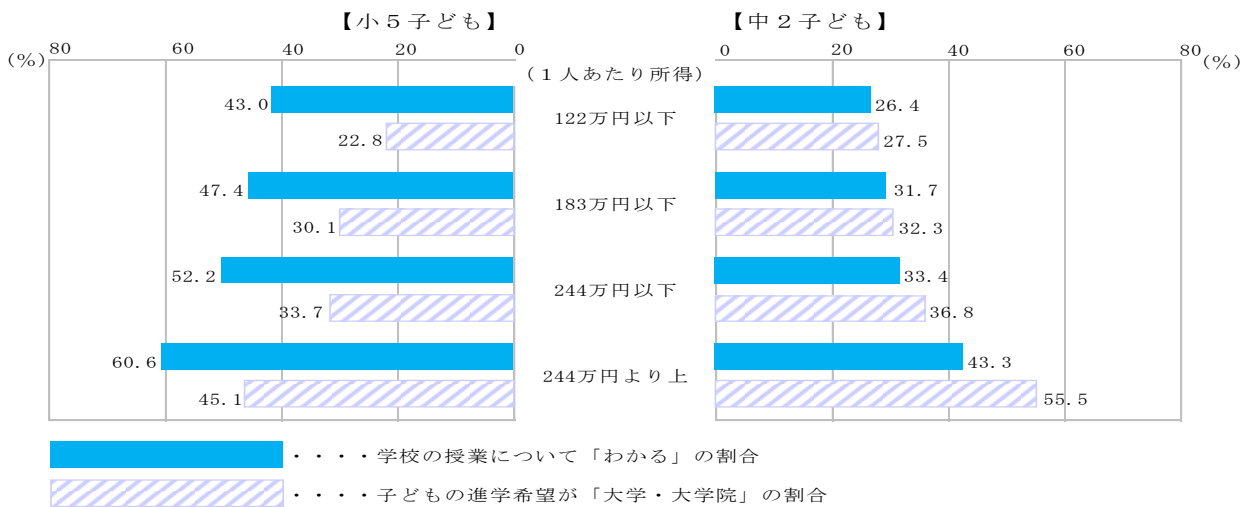
また、ひとり親家庭になって困ったこととしては、母子家庭、父子家庭とも「子どもの養育・教育」が最も多く、子どもと過ごす時間について、母子家庭では36.8%、父子家庭では45.3%が、子どもと過ごす時間が少ないと感じています。

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っているため、生活面や経済面で様々な困難を抱えています。

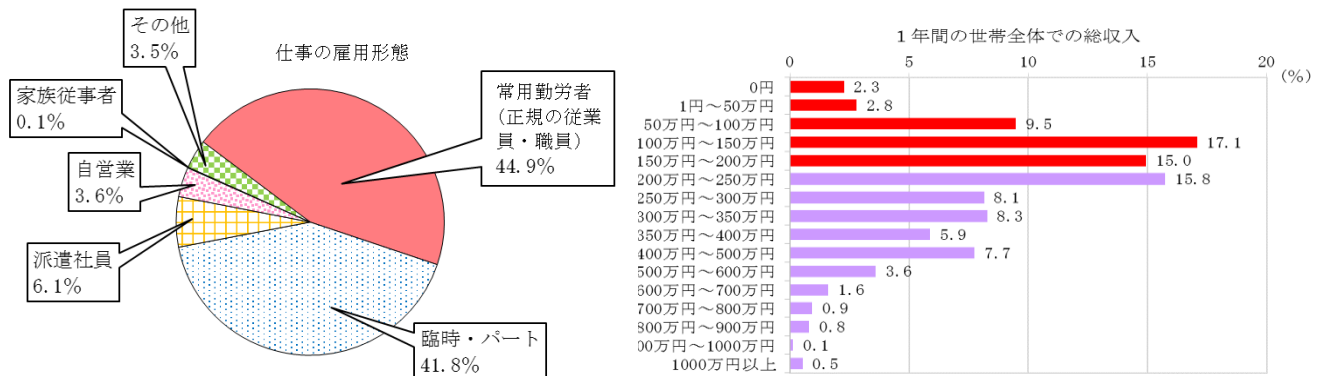
ひとり親家庭の親が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもがその置かれた環境にかかわらず心身ともに健やかに成長できるよう、ひとり親家庭の生活の安定と向上のための環境の整備が求められています。

全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望をもって未来にチャレンジできる社会を実現するため、子どもの貧困対策やひとり親家庭への支援を更に推進していく必要があります。

図表 3-11-1 「愛知子ども調査」結果（保護者の所得別 学習習熟度・進学希望）



図表 3-11-2 母子家庭の状況（愛知県）



資料：愛知県福祉局調べ

取組の方向性

貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び将来を見据え、子どもの教育・保育の機会が提供できるよう、様々な関係機関が連携して、総合的かつ切れ目ない支援を必要とする全ての子どもとその家庭に届けます。

ひとり親家庭などの自立促進を図るため、親の就労支援を始めとした生活の安定と向上のための総合的な支援を行います。

◇今後の取組

(保護者の生活支援)

- 県は、保育所等の入所選考や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業を行う場合、ひとり親家庭を優先的に取り扱うなどの特別な配慮について、市町村に働きかけます。
- 県は、ひとり親家庭等に子どもの育児、しつけに関する講習会等を行う事業や、育児・家事等の援助を行う家庭生活支援員を派遣する事業、情報交換を実施する事業について、市町村に対して働きかけるとともに、支援します。(以上 福祉局)
- 県営住宅では、母子・父子家庭の居住支援として優先入居制度を実施し、今後も周知に努めます。(建築局)

(相談体制の充実)

- 県は、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として、必要な情報提供や支援を行う母子・父子自立支援員を福祉事務所等に配置します。
- 県及び市は、自立相談支援事業^{*2}により、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、個々の状況に応じた支援計画を策定し、生活自立や就労自立に向けて包括的な支援を実施します。
- 県は、高齢の親と働いていない独身の 50 代の子とが同居している^{はちまるご一まる}8050世帯や就職氷河期世代等の複合的な課題を有するため、直ちに就職が困難な生活困窮者に対して、専門員による支援により、就労のための基礎能力の形成を図ります。
- 県は、家計に複雑な課題を抱える生活困窮者に対し、家計管理能力と家計状況の改善を図るため、家計管理に関する専門的知識を有する支援員による支援を実施します。

*2 自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体が実施する。福祉事務所は社会福祉法に規定される「福祉に関する事務所」で、町村域は県に設置された福祉事務所が、市域はそれぞれの市に設置された福祉事務所が所管している。

基本施策 11 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援

- 県は、母子・父子自立支援員や相談支援員等に対する研修を行い、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の抱える課題への対応や、自立に向けた支援計画の策定に係る専門性や実践力などの資質向上を図ります。
- 県は、養育費に関する相談に対応するため、相談業務の経験があり専門的な研修を受けた養育費専門相談員や、司法書士及び弁護士による養育費の取り決めや確保策、面会交流等に関する相談を実施します。 (以上 福祉局)
- 県は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の市町村における設置や充実を支援します。 (保健医療局)

(保護者に対する就労の支援)

- 県及び市は、生活困窮者や生活保護受給者の状況に応じ、福祉事務所の相談支援員等による支援やハローワークと一体となったチーム支援により、就労の準備段階の者へきめ細かい就労支援を実施します。
- 県及び市は、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化のため、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費を支給するとともに、安定した職業に就いたこと等により生活保護を脱却した場合には、就労自立給付金を支給します。
- 県は、ひとり親家庭の親の就業を支援するため、子育てをしながら働く人の就労に理解があり、その採用に意欲がある企業とのマッチングの場を提供します。
- 県は、ひとり親家庭の親等の就業を支援し、経済的自立を促進するため母子家庭等就業支援センターにおいて、雇用企業の開拓、就業支援講習会の実施、情報提供等、一貫した就業支援サービスを実施します。
- 県は、児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々のニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援事業等を活用しながらきめ細かな自立・就業支援を実施します。
- 県は、町村のひとり親家庭の親が就職に有利な資格を取得することを支援するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給します。
- 県は、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を実施し、自立の促進を図ります。 (以上 福祉局)
- 県は、若年者の就職に関するワンストップサービス施設である「ヤング・ジョブ・あいち」において、国（愛知新卒応援ハローワーク、愛知わかものハローワーク）と連携しながら、新規学卒者や非正規雇用労働者等の正規雇用化を支援します。 (労働局)

(ひとり親家庭の保護者に対する経済的支援)

- 県は、18歳未満の児童を監護・養育し一定の要件を満たす町村のひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給します。また、18歳未満の児童を監護・養育し一定の要件を満たすひとり親家庭等に対して遺児手当を支給します。
- 県は、ひとり親家庭等に対して修学資金を始めとする母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施し、自立意欲の助長を図ります。
- 県は、母子・父子家庭が必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険における自己負担分の費用を助成します。(以上 福祉局)

(学校教育による学力保障の充実)

- 県は、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、公立小中学校において、少人数指導が一層充実するよう少人数の習熟度別指導を進めるとともに、教職員の指導体制を充実し、きめ細かな学習指導の実施に努めます。(教育委員会)

(学校を窓口とした福祉関連機関との連携)

- 県は、市町村に対して、スクールソーシャルワーカー等による教育相談体制が整備されるよう働きかけを行い、スクールソーシャルワーカー等と各市町村の福祉部局や教育部局等との連携を強化するための取組を進めます。また、県立高等学校や県立特別支援学校でもスクールソーシャルワーカーの増員及び適切な配置を進め、生徒が抱える課題に応じて適切に支援につなぎ、高校中退の予防などを図ります。(教育委員会)

(学習支援の充実)

- 県は、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難な子どもや、学習習慣が十分に身に付いていない子どもに対して、学習機会を確保し学習支援を充実するため、放課後子ども教室や地域未来塾等を活用した取組について、市町村に対して実施を働きかけるとともに、支援します。また、中卒進路未定者、高校中退者、日本語支援が必要な外国人等に対して、学習支援及び相談・助言を実施します。(教育委員会)
- 県は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等の学習機会の確保や居場所の提供等、学習・生活支援の充実のための取組について、町村域で実施するとともに、市に対して実施を働きかけます。また、子どもの学習支援ボランティアの養成に取り組みます。
- 県は、ひとり親家庭の子ども等の学習機会の確保や学習支援の充実のため、市町村に対して子どもの生活・学習支援事業の実施を働きかけるとともに支援します。(以上 福祉局)

基本施策 11 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援

(子どもの生活支援・就労支援)

- 県は、子どもが安心して過ごせる居場所となる子ども食堂の活動を支援するため、子ども食堂が抱える人材・食材確保等の課題の解決に向けた取組を進めます。また、県民からの寄附により造成された「子どもが輝く未来基金」を活用し、子ども食堂の開設に係る費用の一部や学習支援に必要な学習用参考書、児童図書等の購入費の一部を助成するなど、子ども食堂の設置拡大を図ります。(福祉局)
- 県は、町村域において、自立相談支援機関により、福祉関係者、教育関係者等、関係機関と連携し、進学や就労を目指す子どもを適切な支援につなげるとともに、市に対しても適切な支援に向けて連携を図るよう働きかけます。(福祉局)
- 県は、あいち若者職業支援センターなどの就労支援施設とニート等の若者の就労支援機関(地域若者サポートステーション)との連携を図り、若者の就労支援を行います。(労働局)

◇目標

項目名	現況	目標
スクールソーシャルワーカーの配置人数 (県立高等学校・県立特別支援学校)	7人(高等学校) 1人(特別支援学校) (2019年8月時点)	増加 (高等学校) 拠点校配置 (特別支援学校)
スクールソーシャルワーカーを配置している市町村の数(公立小・中学校)	24市町 (2019年4月)	全市町村 (54市町村)
生活困窮世帯・ひとり親家庭の子どもの学習支援事業の実施市町村数	40市町 (2018年度)	全市町村 (54市町村)
子ども食堂の箇所数	140箇所 (2019年5月)	200箇所 (2022年度)※

「子ども食堂」

2012年頃に東京都大田区で始まった取組で、地域の人たちが無料又は低額で食事を提供する民間の活動です。最近では、子どもが地域の交流の場として安心して過ごせる居場所になっています。

全国 3,718 箇所（NPO団体調べ 2019年6月26日公表）

本県 140 箇所（県調査 2019年5月1日現在）

※開催頻度は様々ですが、月1回程度の開催が最も多いとされています。

○愛知県の子ども食堂に係る取組（2019年度）

子ども食堂の取組が更に広がることを目的として、子ども食堂が未開設の市町村において、「未開設地域における子ども食堂開設支援事業」を実施しました。

（東海市及び大治町の2箇所で開催）



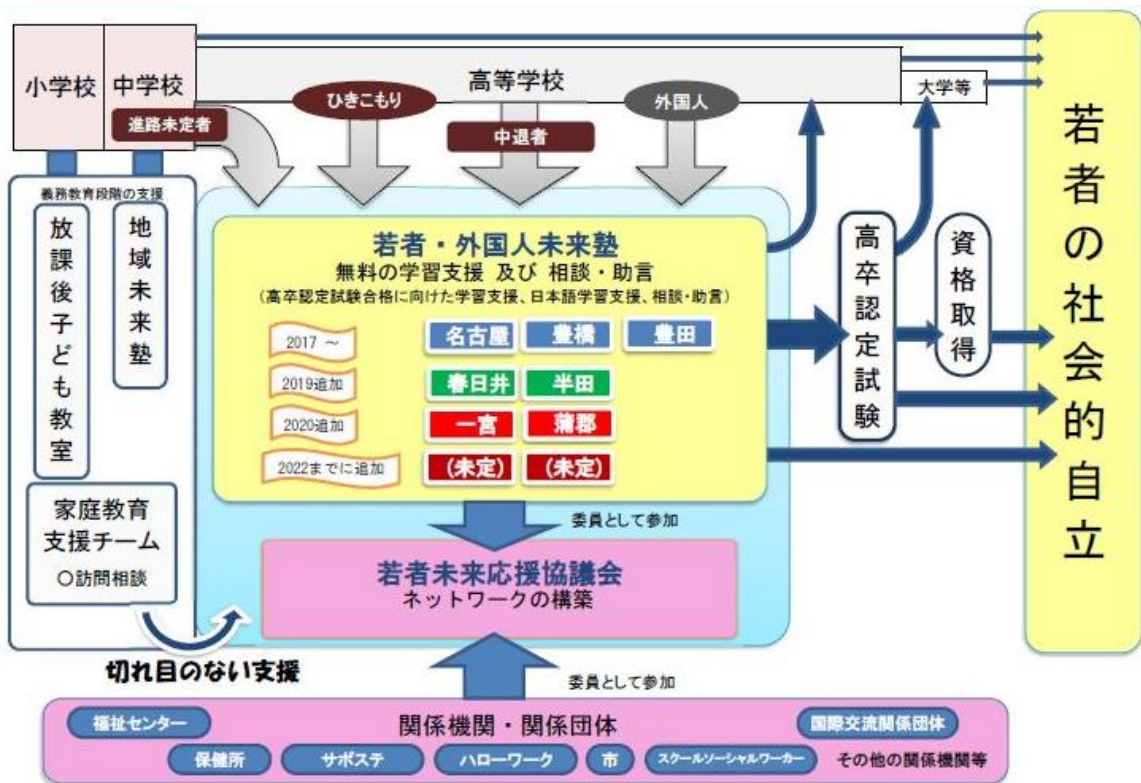
（東海市での子ども食堂の取組）

「若者・外国人未来応援事業」

高卒資格を取得していないことは、就職やキャリアアップにおいて不利となり、将来的な貧困の連鎖を生む要因ともなっています。その一方、義務教育段階では、放課後子ども教室や地域未来塾等を始めとする支援体制があるものの、義務教育修了後の学び直しのための支援は十分ではありません。

そこで本県では、高校中退者等を対象とした高卒認定試験合格等のための学習支援及び相談・助言を行う「若者・外国人未来塾」を無料で実施しています。

また、学習に困難を抱える若者は、他の社会的困難を抱えていることも多いため、福祉、保健、労働、多文化共生等の関係機関等との支援ネットワークの構築を目指して設置した「若者未来応援協議会」において、対象者のニーズに応じた適切な支援先への誘導を図ります。



基本施策 12 子どもの健康の確保

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、2016年2月に救急棟をオープンし、小児三次救急を開始したあいち小児保健医療総合センターを、重篤な小児救急患者を24時間体制で受け入れるなど、重篤な小児救急患者の医療を確保することを目的とした小児救命救急センターに指定しました。

また、現代の子どもの食に関わる問題に対応するため、学校における食育をさらに推進するとともに、家庭や地域と連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」キャンペーンや学校給食に地場産物を活用して、生産者や食への感謝の気持ちを育む活動を行いました。

◇現状と課題

出産後の母親は、人と接する機会が少なく、孤立感を感じやすいことが課題となっています。市町村が実施している乳幼児健康診査は、受診率90%以上となっており、多くの親子が集まることから、子どもの健康確認のみでなく子育て支援の場としての機能も求められています。

予防接種には、自らが病気にかかりにくくなるだけでなく、社会全体でも流行を防ぐ効果があります。そのため、県民に予防接種の正しい情報を提供する必要があります。

これらの母子保健事業をより充実させるために、乳幼児健康診査データの集約や分析結果を引き続き還元していくとともに、母子保健を取り巻く様々な課題に対応するため、母子保健関係者の資質の向上を図る必要があります。

また、子どもの食事や睡眠などの基本的な生活習慣の乱れと、学習意欲や体力、気力の相関関係が指摘されています。早寝早起き、食後の歯磨き、毎朝の排便、排泄後や食事前の手洗い、よく噛んで食べること、正しい姿勢をとることなどの習慣を幼児期から身に着けることは、病気を予防し、健康な身体づくりにつながります。そのことを親や子どもに理解しやすいように伝えていくことが重要であり、家庭・地域・学校と行政が一体となって子どもの生活習慣づくりに取り組むことが必要です。

その他、全出生児を対象に病気の早期発見・早期治療のための先天性代謝異常等検査や、慢性の病気により、長期にわたり療養を必要とする子ども（小児慢性特定疾病児）を抱える家庭に対する支援を引き続き実施する必要があるとともに、子どもや親の不安を軽減するため、子ども及び家族に対する支援を行う必要があります。

子どもが病気のときの対応も重要です。小児救急重症患者は、成人に比べて症状の把握が困難なことから、小児科医が勤務する病院による小児救急医療体制の整備が必要であり、引き続き地域の実情に応じた小児救急医療の確保に取り組む必要があります。

取組の方向性

様々な母子保健サービスや乳幼児からの生活習慣づくりを通じて、子どもの健やかな育ちを支援します。

子どもの健康を守るため、小児医療対策を推進します。

◇今後の取組

(母子保健サービスの充実)

- 乳幼児健康診査は子どもの健康を確認し育児の相談ができる機会であるため、市町村は、母子保健サービスの機会を子育て支援の場として充実させるよう努めます。
県は、乳幼児健康診査の結果を分析・評価するなど、母子保健サービスや子育て支援等の施策の充実が図られるよう、市町村を支援します。
- 県は、「体罰や暴言等によらない子育て」を進めるため、母子保健事業等の機会を活用し、リーフレット等により啓発に努めます。
- 県は、Web ページを通して広く県民に予防接種の情報を提供するとともに、市町村へ予防接種に関する情報や副反応に関する情報を提供していきます。また、市町村が乳幼児健康診査や就学時健康診断等の機会を活用して適切な予防接種勧奨ができるよう、関係部局との連携を図っていきます。
- 県は、県民の母子保健事業に対する様々なニーズに対応するため、事例検討や研修を通じて市町村や医療機関等関係職員の資質の向上を図ります。

(以上 保健医療局)

- 保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図るための協議の場を、県、各障害保健福祉圏域及び各市町村において設けることにより、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。
- 県は、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターを各市町村に配置するため、医療的ケア児等コーディネーター研修を実施して専門的人材の養成を行い、支援体制の充実を図ります。

(以上 福祉局)

(乳幼児期からの生活習慣づくりへの支援)

- 県は、子どもの基本的な生活習慣づくりを促すため、関係者との現状や課題の共有、研修開催による人材育成等の環境整備を継続し、健康教育や情報提供等の充実に向けて支援をします。
- 県は、幼稚園や保育所に通う子どもが参加するイベント等において、手洗い歌「あわあわゴッシーのうた」による正しい手洗いの励行を推進します。

(以上 保健医療局)

基本施策 12 子どもの健康の確保

- 県は、学校における食育の中核となる栄養教諭の配置を拡大し、学校給食を通じて食育を推進します。また、小学5・6年生を対象に、地元の食材や郷土料理を取り入れながら家族でおいしく食べる朝ごはんの献立づくりや調理を行う「わが家の愛であ朝ごはんコンテスト」を開催します。(教育委員会)
- 県は、各地域で食育の推進活動を行う食育推進ボランティアが、より一層活動の場を広げられるよう支援し、地域や家庭、学校における食育を推進します。また、農業団体等が行う生産現場の見学・体験活動への助成や県民への食育体験イベントの情報提供等を通じて、食への理解を深める取組を進めます。(農業水産局)

(小児慢性特定疾病児等への支援)

- 県は、小児慢性特定疾病児等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、家族からの相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、自立に向けた支援体制の充実や小児慢性特定疾病児に対する医療費を助成します。さらに、先天性代謝異常等検査を引き続き継続し、疾病の早期発見、早期治療の促進を図り、心身障害の予防・軽減に努めます。(保健医療局)
- 県は、あいち小児保健医療総合センターにおいて、先進的・専門的医療の提供や療養生活に関する相談、母子保健関係者の質の維持・向上のための専門研修を実施します。(病院事業庁)

(小児医療体制の充実)

- 県は、小児救急医療支援事業未実施の医療圏については、保健所に設置している圏域保健医療福祉推進会議等を活用し、2次医療圏*₁ごと又は複数の2次医療圏単位で地域の実情に応じた方策を検討し、小児救急医療体制の確保に努めます。
- 県は、休日等の夜間における看護師・医師による小児救急医療相談体制の充実を図り、夜間救急外来の負担を軽減し、小児救急医療体制の維持を図ります。(以上 保健医療局)

◇目標

項目名	現況	目標
小児集中治療室（P I C U）の整備数	22床 (2019年10月)	26床

* 1 2次医療圏

1次医療（通院医療）から2次医療（入院医療）までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病床（精神病床、結核病床及び感染症病床を除き、診療所の病床を含む。）の整備を図るための地域単位として設定する区域

基本施策 13 学校教育の充実

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、保育士等に対し、経験ステージや担当別に求められる専門性を踏まえ、その資質の向上に資する理論を学ぶ研修や、技能・経験を積んだリーダー的な役割を求められる職員に対する研修を開催しました。

また、子どもの体力向上を目的に策定した「体力向上運動プログラム」の普及に向けた研修会や機会を捉えた啓発活動を行いました。

◇現状と課題

小学校入学時に、小学校にうまく適応できないという「小1の壁」の問題が指摘されています。

保育所等から小学校へ入学する段階で集団学習や集団生活に円滑に移行できるよう、地域の実情に応じた小学校と保育所等との連携・接続（幼児教育と小学校教育の教育課程の編成・実施等の取組）や、教員、保育士、保護者の交流等に関する取組を引き続き進める必要があります。

変化し続ける社会環境の中、自ら課題を見出し解決する力、生涯にわたり知識や技能を学び続ける力、他人や社会環境に適応し、社会の中で生きていく能力などが求められています。

そのために、次代を担う子どもに必要な能力が、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた「生きる力」と言われています。

しかし、「生きる力」を育むことは難しく、自ら考え、答えを導こうとする主体的な学びに課題があると言われています。

子どもの学習意欲を向上させ、主体的に学習に向かう姿勢を培っていくためには、学びの基礎・基本を確実に身に付けるとともに、学ぶ楽しさを感じさせることが必要です。

また、本県の子どもの体力については、低下傾向に歯止めがかかってきたものの、体力水準が高かった1985年頃と比べると依然として低い状態にあります。

こうした現状を踏まえ、体力を高めるためには、低年齢の時期から様々な運動や遊びに親しませ、多様な動きを経験させ、様々な基本的な体の動きを培っていくことが重要になります。学校において体育授業の充実を図り、子どもが運動に親しむ習慣を身に付けていく必要があります。

不登校やいじめなどの問題に対処するためには、「豊かな心」を培う教育の他、学校で相談ができるようにすることが重要です。子どもの心に寄り添うため、教員による相談支援だけでなく、臨床心理に関する高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーなどの配置が必要です。

取組の方向性

保育所等から小学校へ円滑に移行できるよう、カリキュラムを充実させます。

個人に合うきめ細かな指導や体験活動を行うことにより、現代を「生きる力」を培う教育を行います。

◇今後の取組

(幼児教育の質の向上・充実)

- 愛知県幼児教育研究協議会*₁等において、「愛知の幼児教育指針」に基づき、専門的な研究協議を推進し、その成果の市町村等への普及を図ります。(教育委員会)
- 県は、保育士等に対する研修を行い、幼児教育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や多様な保育ニーズに対応できる専門性や実践力などの資質の向上を図ります。また、全ての幼児教育機関で、質の高い幼児期の教育・保育が展開されるよう、県は、保育士等の資質と専門性の向上を図るため、研修の充実を図ります。
- 県は、保育士等の研修のあり方や研修内容等について検討する場を設け、関係部局が連携して、教育・保育の質の充実を図ります。
- 市町村は、保育所等において、障害のある幼児の受入れに必要な環境整備や職員の資質向上を図ります。県は環境整備等に対する費用の助成を行い、障害児保育や特別支援教育の充実を図ります。(以上 県民文化局、福祉局、教育委員会)
- 県は、幼稚園が地域における幼児期の教育に中心的役割を果たす活動を支援するなど、幼児教育の充実を図ります。(県民文化局)

(幼児教育と小学校教育の円滑な連携)

- 県は、交流活動や合同研修、接続期における教育課程・保育課程の編成、教育及び保育の内容に関する全体的な計画の実施や検討などを進めるとともに、保育所等と小学校の連携体制を強化します。(県民文化局、福祉局、教育委員会)

* 1 愛知県幼児教育研究協議会

幼児教育に関する諸問題について研究協議を行う組織。保育所等幼児教育関係者、小学校関係者、学識経験者、市町村、福祉部局関係者及び保護者代表から構成される。

基本施策 13 学校教育の充実

(生きる力を育む教育の推進)

- 県は、小学校や中学校において、少人数指導が一層充実するよう少人数の習熟度別指導を進めるとともに、教職員の指導体制を充実し、きめ細かな学習指導の実施に努めます。
- 県は、小学校や中学校において、特別非常勤講師や社会人講師などの外部人材を活用した専門分野の講義や実技指導などを実施し、子どもの主体的・意欲的な学習の展開を図ります。
- 県は、体験活動について、活動の機会の増加を図るなど、学校と地域が連携協力しながら一層の充実を図ります。
- 県は、体力向上を目的に、小学生や中学生を対象とした新たな体力向上運動プログラムの作成などに取り組みます。(以上 教育委員会)

(相談機能の強化)

- 県は、全中学校へのスクールカウンセラーの配置を継続するとともに、小学校へのスクールカウンセラーの適切な配置を進め、いじめや不登校等の早期発見・早期対応や未然防止に努めるなど、学校における相談体制の強化、充実を図ります。また、県立高等学校や県立特別支援学校でもスクールカウンセラーの適切な配置を進めます。
- 県は、スクールソーシャルワーカーの役割の周知徹底などにより、生徒が抱える課題に応じて高校中退を防止するなど適切な支援に取り組みます。(以上 教育委員会)

◇目標

項目名	現況	目標
幼稚園・保育所・認定こども園との接続に関する研究・研修を行っている市町村の数	26 市町村 (2018 年度)	全市町村 (54 市町村)
スクールカウンセラーの配置人数 (県立高等学校・県立特別支援学校)	56 人 (高等学校) 1 人 (特別支援学校) (2019 年度)	増加 (高等学校)
		拠点校配置 (特別支援学校)

基本施策 14 青少年の育成

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、「あいちこころほっとライン365」等の電話相談を実施し、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、学齢期を過ぎた不登校者を関係機関が協力・連携し、地域で継続して支援するためのネットワーク会議の開催や研修会の実施など、支援ネットワークの形成促進に取り組みました。

また、不登校などの課題を抱える家庭に対し、家庭教育コーディネーター*₁が訪問等による相談・助言を行うとともに、家庭教育コーディネーターの助言の下、児童生徒にとってより身近な大学生が話し相手、遊び相手となり、児童生徒の心の安定を図りました。

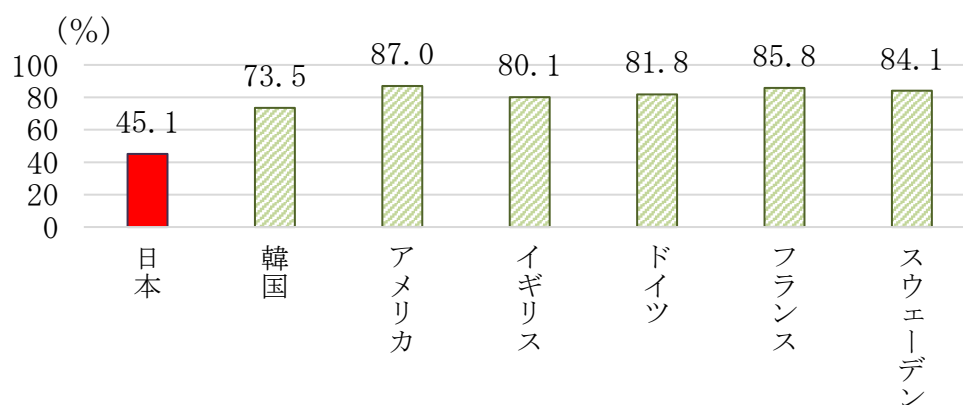
その他、青少年の非行防止、保護及び健全育成を推進するため、関係機関・団体等と連携した非行防止活動に取り組むとともに、青少年保護育成条例を適切かつ効果的に運用し、気運を盛り上げるための啓発活動を行いました。

◇現状と課題

近年、子どもの自己肯定感の低下が問題となっています。国の「子供・若者白書」（令和元年版）によれば、日本は諸外国に比べ、「自分自身に満足している」「自分には長所があると感じている」など、自身を肯定的に捉えている若者の割合が低い傾向にあり、こうした自己肯定感の低さには自分が役に立たないと感じる自己有用感の低さが関わっていると指摘されています。

また、急速なスマートフォンの普及など、子ども・若者を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、SNS上でのトラブルなど、子ども・若者をめぐる課題は非常に憂慮すべき状況となっています。

図表 3-14-1 自分自身に満足している割合



資料：内閣府「子供・若者白書」（令和元年版）

* 1 家庭教育コーディネーター

小学校や中学校の教員経験者で悩みや不安を持つ家庭を訪問し相談活動を行う。

取組の方向性

悩みや困難を抱える子ども・若者に対して、様々な機関等が協力・連携しながら支援を行います。

青少年の非行・被害防止対策や、子ども・若者の活躍促進のための取組を推進します。

◇今後の取組

(悩みを抱える子ども・若者への支援)

- 県は、不登校などの課題を抱える家庭に対し、家庭教育コーディネーターによる訪問相談を行い、問題の早期発見、早期解決を図るため、きめ細かな対応をします。
- 県は、家庭教育コーディネーターの助言の下、児童生徒にとってより身近な大学生を話し相手、遊び相手として派遣し、児童生徒の心の安定を図ります。
(以上 教育委員会)
- 県は、悩みを抱える子ども・若者やその保護者からのこころの健康に関する相談に対応するため、「あいちこころほっとライン365」による電話相談を実施します。
(保健医療局)

(ひきこもりの若者への支援)

- 県は、保健所や精神保健福祉センター*₂において、ひきこもりに関する面接相談や「ひきこもり相談専用電話」による電話相談、Eメール相談等を実施するなど、相談しやすい環境づくりに努めます。
- 県は、学齢期を過ぎた不登校者がそのままひきこもってしまうケースに対応するため、地域で継続して支援が行えるよう、連絡会議や研修会等を通じて学校等教育関係者との連携強化に努めます。
- 県は、市町村やNPO等の民間支援団体等の支援者が、若者本人や家族の相談に適切に応じられるよう人材育成の研修を実施します。
(以上 保健医療局)

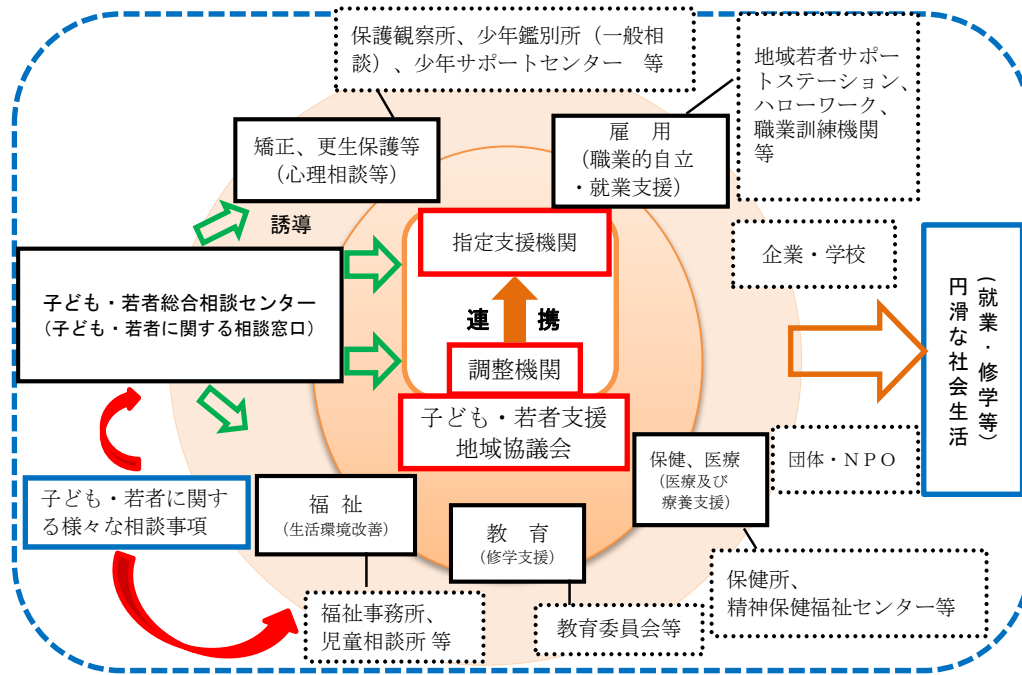
* 2 精神保健福祉センター

精神保健福祉に関する技術的中核機関。保健所や市町村と連携して、こころの健康の向上を目的とした地域精神保健福祉活動を推進している。

(困難を抱える子ども・若者を支援するネットワークの整備・機能強化)

- 県は、不登校やひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者に対して、地域の関係機関・団体等が連携し、重層的で切れ目ない支援を行う子ども・若者支援地域協議会*₃と子ども・若者総合相談センター*₄が市町村において設置されるよう働きかけを行うとともに、その機能強化を図るため、連絡会議や研修会等を実施し、地域における支援ネットワークの形成促進を図ります。(県民文化局)

子ども・若者支援ネットワーク (イメージ)



(青少年の非行・被害防止対策の推進)

- 県は、青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動において、「インターネット利用に係る子供の性被害の防止」を最重点項目に掲げ、様々な団体と連携しながら地域一体となって各種活動を推進します。
- 県は、有害サイト等へのアクセスを制御するフィルタリングの利用促進等、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向け、青少年保護育成条例に基づく関係店舗への調査、指導を推進します。

* 3 子ども・若者支援地域協議会

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を、教育・福祉・医療・雇用等の支援機関が互いに連携し、総合的な支援を実施するために構成されたネットワーク。

* 4 子ども・若者総合相談支援センター

子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点。

基本施策 14 青少年の育成

- 県は、インターネット利用をめぐる青少年を取り巻く環境が急速に変化しているため、流行・環境の変化の早さに対応した広報啓発を引き続き行います。

(以上 県民文化局、警察本部)

(地域貢献活動の推進)

- 県は、高校生が地域に貢献する活動を体験・実践できる機会の充実を図ります。

(教育委員会)

(地域や家庭での関わりを深める取組の推進)

- 県は、地域で青少年教育や青少年対象の体験活動を実施するために、必要な指導者の育成を行うとともに、その活動を企画・運営する機会の提供に努めます。

- 県は、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進します。

(以上 教育委員会)

- 県は、地域の誰もがいつでも参加できる多世代交流を進めるなど、地域コミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブ^{*5}を育成します。

(スポーツ局)

- 県は、家族が顔をそろえてふれあいを深めるための日として、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、明るく対話のある家庭づくりに向けた「家庭の日」県民運動を推進します。

(県民文化局)

(子ども・若者の活躍促進)

- 県は、子ども・若者の社会性や自主性を培うため、日頃感じていることや考えていることを発表する機会を設けるほか、子ども・若者へ応援メッセージを届けるなど、子ども・若者の活躍を後押しする社会づくりを目指します。

(県民文化局)

◇目標

項目名	現況	目標
子ども・若者支援地域協議会を利用できる県内の子ども・若者の割合	65.8% (2019年10月)	70% (2022年度) ※

※あいち子ども・若者育成計画 2022 に目標年次を合わせています。

*5 総合型地域スポーツクラブ

身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

愛知県における子ども・若者支援ネットワークの整備・機能強化について

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者に対しては、関係機関・団体等が連携し、重層的で切れ目ない支援を行うネットワークの整備が必要です。

そのため愛知県では、子ども・若者育成支援推進法に定める「子ども・若者支援地域協議会」「子ども・若者総合相談センター」といった支援ネットワークの整備促進と機能強化を図るため、研修会や連絡会議等を行っています。

県内の「子ども・若者支援地域協議会」と「子ども・若者総合相談センター」一覧 (2019年11月1日現在) ※地域協議会設置順

子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者総合相談センター
豊橋市子ども・若者支援地域協議会	豊橋市こども若者総合相談支援センター「ココエール」
蒲郡市子ども・若者支援ネットワーク協議会	蒲郡市子ども・若者相談窓口（蒲郡市青少年センター内）
春日井市子ども・若者総合支援地域協議会	春日井市子ども・若者総合相談窓口（子ども政策課内）
北名古屋子ども・若者支援地域協議会	北名古屋子ども・若者総合相談窓口（北名古屋市青少年センター内）
一宮市子ども・若者支援地域協議会	一宮市子ども・若者総合相談窓口（一宮市青少年センター内）
名古屋市子ども・若者支援地域協議会	名古屋市子ども・若者総合相談センター（名古屋市内教育館内） // 金山Branch
大府市子ども・若者支援地域協議会	大府市子ども・若者支援相談窓口
田原市子ども・若者支援地域協議会	田原市子ども・若者総合相談窓口（田原市ふるさと教育センター内）
豊川市子ども・若者支援地域協議会	豊川市少年愛護センター（豊川市子育て支援センター内）
豊田市若者支援地域協議会	豊田市若者サポートステーション（豊田市青少年センター内）
知多市若者支援地域協議会	知多市若者支援センター（知多市青少年会館内）
刈谷市子ども・若者支援地域協議会	—
あま市・大治町子ども・若者支援地域協議会	—
安城市若者支援地域協議会	安城市青少年愛護センター若者相談窓口（安城市青少年の家内）
瀬戸市子ども・若者支援地域協議会	—



豊橋市こども若者総合相談支援センター
「ココエール」
※月曜～日曜まで、毎日相談を実施。

LINEで相談できます

名古屋市
子ども・若者
総合相談センター

相談できる方
15歳から39歳の
名古屋市内在住の方とその保護者

実施時間
月曜日から土曜日の17:30-21:30
※祝日・年末年始を除く

ID: @cowaka758.line

名古屋市子ども・若者総合相談センター
LINE相談
※全国に先駆け、SNS相談を実施。

基本施策 15 児童虐待防止対策の推進

◇前プラン計画期間（2015 年から 2019 年まで）の取組

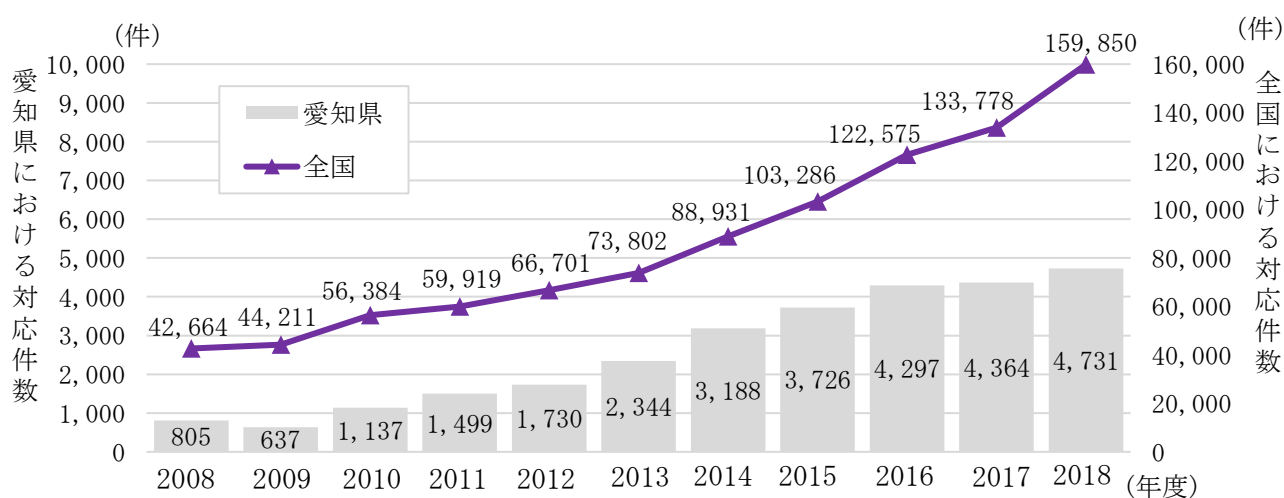
県は、児童虐待の予防、早期発見・早期対応により子どもが安心して暮らせる社会の実現を目指し、児童相談センター（児童相談所）の専門職員の増員などの体制強化や「児童相談所と警察の児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定」の締結などの関係機関との連携を行いました。

◇現状と課題

愛知県では、10 か所の児童相談センターを設置し、子どもに関する専門的な相談に対応しています。

児童虐待^{*1}については、児童相談センターにおける児童虐待相談対応件数が、年々増加の一途をたどっています。全国においても同様の状況にあり、中には子どもの生命が奪われるなど重大事件も後を絶たず、依然として深刻な社会問題となっています。

図表 3-15-1 児童相談センターにおける児童虐待相談対応件数の推移（愛知県）



資料：愛知県福祉局調べ

注 1：名古屋市を除く

注 2：2018 年度の全国における対応件数は速報値

* 1 児童虐待

保護者が現に監護する児童（18 歳未満）に対して行う次の行為。

- ① 殴る、叩く等、けがをすおそれのある暴行を加えること。（身体的虐待）
- ② 性的行為の強要や、年齢にとって過度に性的な刺激を与えること。（性的虐待）
- ③ 食事を与えないなど、適切な養育を行わないこと。（ネグレクト（育児放棄））
- ④ 暴言や拒絶的な態度、DVを見せる等、心理的外傷を与える行動を行うこと。（心理的虐待）

基本施策 15 児童虐待防止対策の推進

増加する児童虐待相談に確実かつ迅速に対応していくためには、児童虐待対応の専門的中核機関である児童相談センターの体制強化が重要です。

2019 年の児童福祉法等の改正を踏まえ、児童相談センターの機能を十分果たせるよう、専門職員の量的確保や質的向上を図るとともに、複雑・困難化する児童虐待相談に対する弁護士との連携による相談体制の強化、夜間・休日の相談対応や相談受付から家族再統合*₂への支援に対する役割分担などの充実を図る必要があります。

また、児童虐待通告により緊急に保護を必要とする子どもを一時保護する施設として、児童相談センターに一時保護所*₃を2か所設置していますが、児童虐待の増加により一時保護件数が増加しており、一時保護を必要とする子どもの安全・安心な生活場所の確保や一時保護された子どもの権利擁護を図る必要があります。

更に、児童虐待相談に適切に対応していくためには、児童相談センターのほか、身近な子育ての相談・支援機関であり、児童虐待相談の窓口でもある市町村の体制強化も重要です。中でも、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会*₄は、支援を必要とする子どもや家庭についての情報を共有・集約する場として重要な役割を担っており、その機能強化を図る必要があります。

また、2016年の改正児童福祉法により、市町村は、児童や妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされました。この拠点となる市町村子ども家庭総合支援拠点*₅は、子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを担うものであり、更なる市町村の子ども家庭相談体制の強化が求められています。このほか、2019年の改正児童福祉法附則により、中核市における児童相談所の設置の促進が求められています。

* 2 家族再統合

児童虐待を受けた子どもと保護者が、安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れられるようになること。児童相談センターでは、家族再統合のための保護者に対する指導や、子どもに対する心理的ケアなどを実施している。

* 3 一時保護所

保護した子どもの一時的な養育を行う施設。

児童相談所に設置し、迷子や児童虐待等による緊急保護のほか、具体的な援助指針を定めるための子どもの行動観察や生活指導、短期の心理療法等を実施する。

* 4 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

保護を必要とする子どもや、支援を必要とする子ども・妊婦・家庭への適切な支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。

事務局として、関係機関等のうちから「要保護児童対策調整機関」を指定し、要保護児童等に関する状況把握や関係機関等との連絡調整を行っている。

* 5 市町村子ども家庭総合支援拠点

2016年改正児童福祉法において、市町村が、児童等に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担うための機能を有する拠点の整備に努めることとされた、当該支援拠点を指す。（児童福祉法第10条の2）

基本施策 15 児童虐待防止対策の推進

一方、児童虐待防止は、県・市町村、関係機関等の連携を強化し、社会全体で一体となって取り組むことが重要です。中でも、児童虐待やその兆候に気づきやすい立場にある医療機関や、地域の見守りに重要な役割を担っている児童委員との連携を推進する必要があります。

また、母子健康手帳交付の機会に、個々の状況を把握して、悩みや不安を抱える方に対する早期の相談支援による対応が、児童虐待の予防につながります。このため、市町村では「子育て世代包括支援センター」において、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供していく必要があります。

取組の方向性

児童虐待相談に確実かつ迅速に対応していくため、児童相談センターや市町村の相談体制や機能を強化し、関係機関等との連携を推進するとともに、妊娠期からの児童虐待予防を進めます。

◇今後の取組

(児童相談センターの体制強化)

- 県は、増加する児童虐待相談に確実かつ迅速に対応できるよう、国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）*₆を踏まえ、児童相談センターの専門職員の計画的な増員を進めるとともに、子どもを安全に保護するための警察官OBの配置など、他分野からの人材の確保に努めます。
- 県は、児童相談センターの専門職員を計画的に育成し、専門性の向上を図るため、日常的なOJTを実施するとともに、児童虐待対応における実践力を強化するための研修やスーパーバイザー*₇の指導技術を強化するための研修に取り組みます。
- 児童相談センターは、子どもの安全確保を最優先に、適切な役割分担の下、相談の受付から家族再統合までの相談援助活動を実施します。
- 県は、複雑困難な児童虐待相談などに的確に対応するため、児童虐待対応に専門的な知識経験を有する弁護士へ委託し、児童相談センターの専門性の強化を図ります。
- 専門的知識を持った相談員が、休日・夜間における児童相談所虐待対応ダイヤル（189）などによる相談に対応することにより、24時間365日子どもの悩みやしつけなど子育ての困り事等を気軽に相談できる体制を強化します。（以上 福祉局）



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。

* 6 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）

2018年12月18日に、2019年度から2022年度までを計画期間とし、児童相談所の児童福祉司を2,020人程度の増員などの児童相談所の体制強化や市町村の子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置などの市町村の体制強化を柱として、国の児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において決定されたプラン。

* 7 スーパーバイザー

指導及び教育を行う児童福祉司。

(一時保護を要する子どもへの支援)

- 県は、一時保護を必要とする子どもに対し、子どもの心身の状況や置かれている環境、子どもの意向等を踏まえた一時保護を実施するとともに、増加する一時保護に対応するため、児童養護施設等への一時保護専用施設の設置を促進するなど、一時保護の体制強化を図ります。
- 県は、医療機関への一時保護委託を必要とする子どもに対し、必要と認められる場合に、知識と経験のある付添者による子どもの付き添いを実施し、医療を必要とする子どもの保護の体制強化を図ります。
- 児童相談センターは、一時保護された子どもの権利擁護の観点から、子どもの保護や支援をする職員が、子どもの心情を十分に受け止め、子どもの年齢や理解に応じた説明を行い、子どもが意見を表明できるよう努めます。
- 県は、心身に大きな負担を抱えるなどケアニーズの高い子どもに対して専門的な支援をしていくため、一時保護所の必要な職員の確保や人材育成に努めます。

(以上 福祉局)

(市町村の相談支援体制の整備に向けた支援)

- 県は、児童相談センターに市町村支援児童福祉司*₈を配置し、市町村における相談支援体制の充実・強化に向けた取組を支援します。
- 児童相談センターは、市町村における関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営に対する助言を行います。また、県は、要保護児童対策地域協議会の機能強化と専門性の向上を図るため、要保護児童対策地域協議会の運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関の職員を対象とした研修を実施します。
- 県は、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置拡大を図るため、子ども家庭総合支援拠点未設置の市町村に対し、情報提供や説明会を行うなど、設置を働きかけます。また、県は、子ども家庭総合支援拠点の専門性の向上を図るため、子ども家庭総合支援拠点の職員を対象とした研修を実施します。
- 県は、母子を分離せずに入所させて家庭養育の支援を実践している母子生活支援施設*₉の活用について、市福祉事務所等に対し周知します。

* 8 市町村支援児童福祉司

「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」において、市町村支援の業務を行う児童福祉司を当該都道府県内の 30 市町村ごとに 1 人（指定都市は当該市で 1 人）配置するよう定められた。

* 9 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立の促進のために生活を支援し、退所した人について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

基本施策 15 児童虐待防止対策の推進

- 県は、各中核市における児童相談所の設置に向けた意向やスケジュールを把握するとともに、設置に向けて必要な情報提供や適切な助言・支援を行います。また、児童相談所設置の意向がある中核市については、その求めに応じ、必要な助言・支援を行います。
(以上 福祉局)

(関係機関等の連携の推進)

- 県は、県全域での関係機関のネットワークの強化を図るため、愛知県要保護児童対策協議会を開催し、児童福祉、保健医療、教育、警察、人権擁護などの関係機関との連携や情報の共有に努めます。
- 児童相談センターは、保育所や学校、病院、警察等関係機関とのより一層の連携強化を図るため、関係機関連絡調整会議を開催します。
- 児童相談センター及び警察は、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につなげていくため、「児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定書」に基づく情報共有を図るとともに、立入調査等の対応力を高める合同訓練を実施するなど、児童相談センターと警察との連携強化に努めます。
(以上 福祉局)
- 県は、児童虐待防止医療ネットワーク事業の充実を図るため、地域の中核的医療機関等の関係者による症例検討など、医療機関の児童虐待対応力の向上に努めます。
(保健医療局)

(児童虐待防止の啓発・再発防止に向けた取組)

- 県は、社会全体で児童虐待に対応していくとともに、子育てに不安を感じている保護者に対し、相談窓口を周知し、早めの相談を呼びかけるため、市町村と協力して、オレンジリボン・キャンペーン^{*10}を実施します。
- 県は、地域における虐待対応力の向上を図るため、地域の児童福祉関係機関職員などを対象とした啓発セミナーや研修を実施するとともに、NPO等が実施する児童虐待防止活動を支援します。
- 県は、子どもと子育てに関する悩みについての気軽な相談窓口として、匿名での相談にも対応する電話相談（子ども・家庭 110 番）を実施します。
- 県は、児童相談センターが支援していたにもかかわらず、児童虐待により子どもが死亡した場合、第三者による検証委員会を設置し、児童相談センターの対応について検証を行います。検証後は、再発防止策の速やかに実施するとともに、市町村に対しても検証結果を提供し、より適切な児童虐待対応が実施できるよう支援します。
(以上 福祉局)

*10 オレンジリボン・キャンペーン

毎年 11 月の児童虐待防止推進月間に、「子どもの虐待防止」の象徴であるオレンジリボンの啓発を通じて、保護者や県民に児童虐待問題や相談先の周知等を行うキャンペーン事業。

オレンジリボンには児童虐待を防止するというメッセージが込められています。



(妊娠期からの虐待予防のための啓発)

- 児童相談センターは、市町村や医療機関、助産師会等と協力して、出産後に子どもの養育ができない方に対し、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託制度^{*11}について周知を図ります。 (福祉局)
- 県は、予期せぬ妊娠の相談に応じる窓口の周知を行い、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援に努めるとともに、学校等の関係機関と連携し、妊娠・出産等に関する知識の普及に努めます。
- 県は市町村と連携し、乳児の「泣き」や揺さぶられ症候群について、母子健康手帳の交付時やパパママ教室、訪問時等での啓発に努めます。

(以上 保健医療局)

(妊娠期からの虐待予防のための支援)

- 児童相談センターは福祉事務所等と連携し、出産後の子どもの養育が困難な家庭が安心して出産を迎えられるよう、相談支援や生活支援を行います。 (福祉局)
- 市町村は、妊娠届出時に妊婦の抱える不安を把握し、妊娠や子育てに不安を持つ家庭や多胎児家庭などに対し、必要に応じて養育支援訪問等による支援に努めます。県は、市町村による養育支援訪問事業の充実を図るため、市町村の福祉部門及び保健部門に対し、事例検討や研修等により働きかけます。
- 乳幼児健康診査の未受診者については、児童虐待のハイリスクとなりやすいことから、市町村は、関係機関等と連携してその状況把握に努め、保護者がひとりで悩まないよう、必要な家庭に対する支援を行います。県は、他の自治体の先進的な取組について情報提供を行うなど、市町村における未受診者対策が充実されるよう支援を行います。 (以上 保健医療局)

◇目標

項目名	現況	目標
養育支援訪問事業を実施している市町村の数	46 市町村 (2018 年度)	全市町村 (54 市町村)
市町村子ども家庭総合支援拠点を設置している市町村の数	7 市 (2019 年 10 月)	全市町村 (54 市町村)

*11 特別養子縁組を前提とした新生児里親委託制度

子どもを育てることができない場合に、児童相談センターにおいて妊娠中から相談に応じ、出産直後から特別養子縁組を前提として里親に養育を委託する制度。

妊娠中の女性が安心して出産を迎え、生まれた子どもも特定の大人との愛着形成を育むことができ、また、迎える里親も自然に親子関係を築くことができるという利点があり、厚生労働省から各都道府県宛ての通知の中で「愛知方式」として紹介された。

＜児童相談所と警察の児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定の締結＞

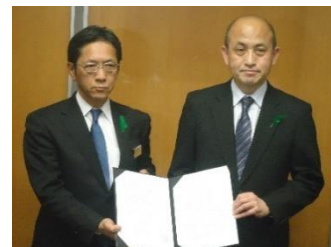
協定締結日 : 2018年4月18日 (水)

協定締結者 : 愛知県健康福祉部長、愛知県警察本部生活安全部長

協定の概要 : 児童虐待に係る事案について、児童相談所（名古屋市を除く）と警察との間で、それぞれが保有する情報を、相互に共有し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努める。

(主な内容)

- ・ 児童相談所は、児童虐待事案を全て警察に情報提供する。
- ・ 「重篤事案」については、これまでどおり速やかに警察に情報提供するとともに、「重篤事案以外の事案」については、毎月定期的に情報提供する。



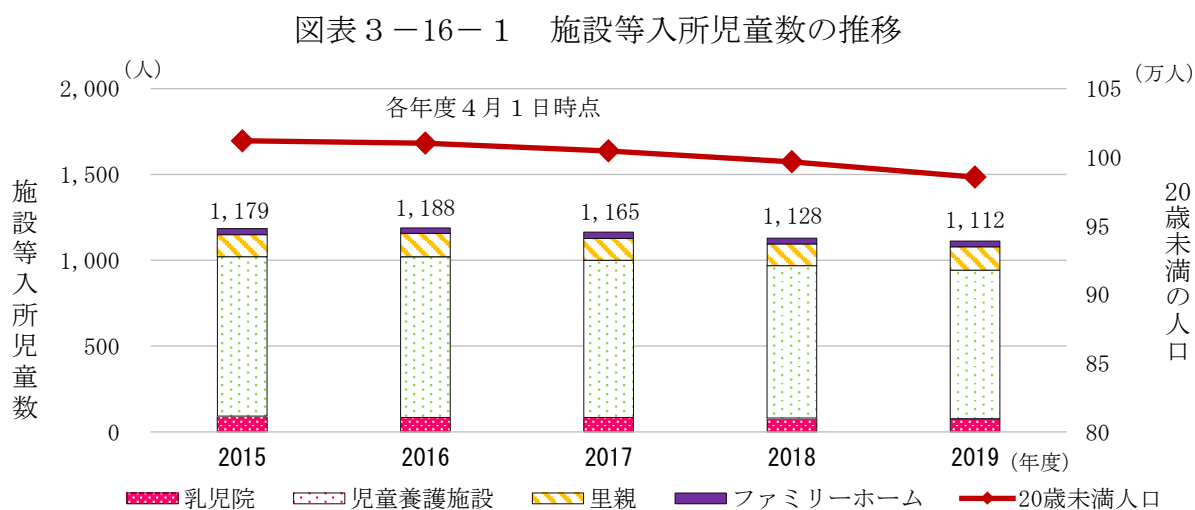
基本施策 16 社会的養育*1の体制整備

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、社会的養護*1を必要とする子どもの家庭養育（里親制度*2・ファミリーホーム*3）を優先する取組を推進するとともに、施設養育（児童養護施設*4・乳児院*5）についてもできる限り家庭的な養育環境の形態とするため、施設の小規模化・地域分散化を行いました。

◇現状と課題

愛知県（名古屋市を除く）では、20歳未満の人口数は減少傾向にありますが、養護相談件数の増加等により、施設等入所児童数は、ほぼ横ばいとなっています。



* 1 社会的養育

子ども家庭への養育支援から、病気や経済状況等の理由により保護者が育てることができない子ども、児童虐待によりその家庭での養育が適切でない子どもの、公的な責任による養育（社会的養護）までのこと。

* 2 里親制度

家庭での養育に欠ける子どもを、自らの家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解のある家庭的な雰囲気の中で養育することにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るための制度。

* 3 ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

社会的養護が必要な子どもを、相当の経験のある養育者の住居（ファミリーホーム）において養育を行う事業。

* 4 児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童（乳児を除く。）を入所させて、これを養護し、あわせてその自立のための援助を行う施設。

* 5 乳児院

保護者のない乳児、虐待されている乳児、その他環境上養護を要する乳児を入院させて養育する施設。

基本施策 16 社会的養育の体制整備

2016年の改正児童福祉法において、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進めることとし（家庭養育優先原則）、それが適当でない場合には、児童養護施設等における小規模グループケア^{*6}などのできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされました。

この児童福祉法の改正等を受けて、国において、2017年8月に今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられました。このビジョンでは、子どもの最善の利益を念頭に改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、その理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示されています。

県においても、ビジョンの実現に向け、子どもの権利保障のため、新しい数値目標等を盛り込んだ「社会的養育推進計画（計画期間：2020年度から2029年度まで）」を策定することとされています。

里親制度は、虐待等により心に傷を負った子どもを自らの家庭に迎え入れ、温かい家庭的な雰囲気の中で養育することができ、愛着形成の観点から非常に望ましい制度です。

これまでも、愛知県では家庭養育を優先する取組を推進してきましたが、今後、さらに里親等委託を推進していく必要があります。

図表3-16-2 里親等委託率^{*7}の推移

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
愛知県	12.0	12.4	13.1	13.6	13.9	14.7	13.8	14.5	14.2	15.9
全国（平均）	11.1	12.0	13.5	14.8	15.6	16.5	17.5	18.3	19.7	—

資料：愛知県福祉局調べ

（単位：％）

注：名古屋市を除く

2018年度末時点の登録里親数は415人で登録里親数は年々増加していますが、登録里親のうち、子どもを受託している里親の割合は、過去5年間20%～30%程度で推移しています。受託割合が伸びない要因の一つは、「養育里親」の約7割が「養子縁組里親」との重複登録者で、主に特別養子縁組を希望している方が多いという状況があります。家庭養育をさらに推進していく上では、家庭での養育が困難な子どもの受け皿となる養育里親希望者の確保が必要です。

*6 小規模グループケア

児童養護施設では6人、乳児院では4人以上6人以下の小規模なグループ単位で養育（ケア）を行う体制。グループごとに、居室、居間、食堂、台所、浴室、便所等生活に必要な設備を備え、家庭的な雰囲気の中で、子どもに対する援助や生活指導を行う。

*7 里親等委託率

乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームに措置されている子どものうち、里親及びファミリーホームに委託されている子どもの割合。

基本施策 16 社会的養育の体制整備

ファミリーホームの設置状況は、2018 年度末時点で 8 事業者定員 48 名であり、2013 年度末から 2 か所 12 名の増加に留まっています。養育者の住まいにおいて一定人数の子どもを養育するファミリーホームについても、さらに設置を推進していく必要があります。

図表 3-16-3 登録里親数の推移

年度	2014	2015	2016	2017	2018
養育里親	297 人	323 人	348 人	375 人	405 人
専門里親	26 人	24 人	26 人	26 人	25 人
養子縁組里親	178 人	206 人	226 人	228 人	266 人
親族里親	2 人	2 人	2 人	1 人	4 人
計	317 人	344 人	374 人	382 人	415 人
受託里親数	99 人	92 人	102 人	102 人	105 人
受託割合	31.2%	26.7%	27.3%	26.7%	25.3%

資料：愛知県福祉局調べ

注 1：名古屋市を除く

2：複数種類の里親登録が可能であり、登録里親数の計と里親の合計は一致しない。

愛知県では、できるだけ速やかな、パーマネンシー保障*₈が愛着関係の形成を始めとした健やかな発達にとって有効であるとの考えから、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託を推進しており、1982 年度から 2018 年度末までの 37 年間で、239 人の新生児里親委託を実施しました。

図表 3-16-4 特別養子縁組の実績

年度	2014	2015	2016	2017	2018
特別養子縁組前提委託数	19 件	21 件	28 件	20 件	24 件
特別養子縁組成立数	16 件	28 件	23 件	19 件	21 件

資料：愛知県福祉局調べ

注：名古屋市を除く

2019 年の民法等の改正では、特別養子縁組対象年齢が原則 6 歳未満までから原則 15 歳未満に大幅に拡大されました。これに伴い、新たに対象となる子どもについても特別養子縁組の可能性を検討する必要があります。また、年齢が高い子どもに対する特別養子縁組の取組について、配慮すべき点や子どもの意向の確認方法等について検討する必要があります。

* 8 パーマネンシー保障

特別養子縁組による永続的解決により、実家庭で養育ができない子どもや、家庭復帰に努力をしても実家庭に戻ることが困難な社会的養護を受けている子どもが、恒久的な家庭で養育がされること。

基本施策 16 社会的養育の体制整備

一方、これまで施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則に向けた取組を進める中においても、依然施設での養育を必要とする子どもを受け入れる必要があります。できる限り良好な家庭的環境において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが求められています。

各施設が取組を進める上では、職員体制の強化と人材育成、専門職の配置のほか、一時保護や里親支援、市町村と連携した在宅支援等における施設機能の積極的な活用が必要です。また、このような取組を進める上で、施設での養育を必要とする子ども数の見込みと、新たな里親の確保の状況を十分に踏まえ、社会的養護を必要とする子どもの受け皿が不足することのないように留意する必要があります。

児童養護施設等を退所した子どもの中には、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により生活基盤が脆弱であるため、やむなく離職や中途退学等に至る場合があります。

それぞれの子どもが希望する進路に進むことができるよう、高等学校や大学等への進学を推進するための学習支援の充実や、就職に必要な資格取得や進学等に必要経費等を支援することが必要です。また、自立が困難な場合には、施設等入所の延長や自立援助ホーム^{*9}の活用など、生活をする場所の確保と、生活指導、心理面での支援を継続する必要があります。

* 9 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

義務教育終了後に社会的自立ができていない 20 歳未満の子どもに対し、共同生活をおくる住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助や生活指導・就業支援を行い、社会的自立の促進を図る事業。

取組の方向性

「子どもの主体的な権利の保障」と「家庭養育優先の理念」の実現に向け、里親等委託の推進や施設等入所児童の自立支援など、社会的養育体制の充実を図ります。

◇今後の取組

（当事者である子どもの権利擁護）

- 児童相談センターは、施設や里親等の下で生活する子どもに対し、権利の意味と権利が侵害された際の解決方法を説明する「あいち子どもの権利ノート」と、入所中の不満や不安等を伝えるための「ミニレター」を配布するとともに、権利擁護を目的とした面接を実施します。
- 県は、子どもや保護者の意向を十分に踏まえた相談援助活動ができるよう、児童相談センター職員を対象として、子どもが権利の主体であることを念頭に置いた「権利擁護研修」を実施し、子どもの権利を守る立場として専門性の向上を図ります。
- 県は、子どもの権利を擁護する仕組みとして、児童相談センターや施設等から一定の独立性を持つ第三者機関等における審議・調査や、子どもの意見表明を代弁する意見表明支援員（子どもアドボケイト）の配置について、国のモデル事業の実施状況等を踏まえ、検討します。（以上 福祉局）

（里親等への委託の推進）

- 養育里親を確保するため県のホームページを充実するとともに、市町村等と連携した重点的な活動を実施するなど、普及啓発活動を強化します。
- 県は、里親登録研修を休日に開催するなど、里親登録希望者が参加しやすい研修体制を整えます。また、登録後の里親に対しても、里親委託の不調等を予防するため、養育技術の向上を目的とした研修を実施するとともに、委託後に地域で孤立しないよう支援します。
- 県は、里親制度の啓発及び里親が援助を必要とするときに子どもを一時的に預かるヘルパーとして活動する本県独自の「里親サポーター」を養成し、里親を応援します。
- 県は、ファミリーホーム運営者等との連携を図り、ファミリーホームを新たに設置する事業者を支援します。また、運営経費（児童保護措置費）における算定基準の改善等について、国に働きかけます。

基本施策 16 社会的養育の体制整備

- 県は、児童相談センターに里親養育支援児童福祉司^{*10}を配置し、里親が安心して養育を行える環境を整えるとともに、里親に養育される子どもの安全・安心が守られるための支援を充実します。
- 里親等委託を推進するため、県は、児童相談センターに里親等委託調整員^{*11}や里親等相談支援員^{*12}、心理訪問支援員^{*13}を配置します。また、乳児院と児童養護施設への里親支援専門相談員^{*14}の配置を進めます。
- 県は、乳児院・児童養護施設等の専門性を活用したフォスタリング業務（質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援）の委託や、愛知県里親会連合会及び愛知県ファミリーホーム協議会との連携など、フォスタリング業務の包括的な実施体制の充実を図ります。 （以上 福祉局）

（パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進）

- 児童相談センターは、医療機関や市町村と連携して、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託に取り組みます。
- 児童相談センターは、特別養子縁組の対象年齢の拡大を踏まえ、特別養子縁組等の取組に当たっては、可能な限り当事者となる子どもの意見を聴取した上で、慎重に取組を進めます。 （以上 福祉局）

（施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換）

- 施設での養育を必要とする子どもに対して「できる限り家庭的な環境」において支援を行うため、県は、施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組を支援します。

*10 里親養育支援児童福祉司

「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」において、里親養育支援の業務を行う児童福祉司（「里親養育支援児童福祉司」）を各児童相談所に配置するよう定められた。

*11 里親等委託調整員

里親支援事業全体の企画及び里親と乳児院等児童福祉施設、関係機関との円滑な調整を行い、又は児童相談センターの児童福祉司を補助し、地域の里親委託及び里親支援を推進する。

*12 里親等相談支援員

現に子どもを養育している里親等からの相談に応じるとともに、里親等に子どもの状態の把握や里親等への指導等を行う。

*13 心理訪問支援員

里親等へ委託された子どもで、虐待等により特に専門性の高い支援が必要とされる子どもに対して、心理面からの支援を行う。

*14 里親支援専門相談員

子どもと里親の側に立って里親等委託の推進と里親等支援を行う専任の職員とし、児童相談センターの児童福祉司や里親等相談支援員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談センターの会議に出席して情報と課題を共有する。

基本施策 16 社会的養育の体制整備

- 施設での養育が必要とされる高いケアニーズを抱える子どもを支援していくため、県は、心理職・看護師等専門職員の配置への助成や、専門性の向上を目的とした研修を実施し、施設の高機能化を推進します。
- 県は、一時保護専用施設^{*15}の設置やフォスターリング業務の委託を始めとする里親支援機能の強化、市町村と連携した在宅支援（ショートステイ事業等）の実施など、施設が持つ専門性を活用した機能転換・多機能化に向けた取組を支援するとともに、児童家庭支援センター^{*16}の設置について、その必要性を検討します。（以上 福祉局）

（社会的養護自立支援の推進）

- 県は、施設等からの退所を控えた子どもの継続支援計画^{*17}を作成する支援コーディネーターと、継続支援計画に基づく相談支援を実施する生活相談支援担当職員を児童相談センターに配置します。
- 県は、継続支援計画を作成した人のうち特に支援が必要な人に対して、20歳から22歳の年度末まで児童養護施設、里親宅、ファミリーホーム等において生活の場所を提供するとともに、児童養護施設等に対して生活に要する費用を助成します。
- 退職等により自立の継続が困難となった子ども（18歳以上を含む。）の自立支援を図るため、自立援助ホームを活用していきます。
- 県は、児童養護施設等の退所後、就職や大学進学をする者に対し、家賃や生活費の貸付をし、安定した生活基盤の構築と就職に必要な資格取得を支援します。
- 県は、県民からの寄付により造成された「子どもが輝く未来基金」を活用し、児童養護施設等入所児童を対象に、大学等への入学金や受験料、施設からの自立のための転居費用等の助成を行います。（以上 福祉局）

◇目標

項目名	現況	目標
施設等入所児童に占める里親等委託率の割合	15.9% (2018年度)	20.0%

*15 一時保護専用施設

乳児院や児童養護施設などの入所定員枠とは別に設けられた一時保護児童専用の定員枠のこと。

*16 児童家庭支援センター

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに対して必要な助言等を行うとともに、児童相談所や児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行う施設。

*17 継続支援計画

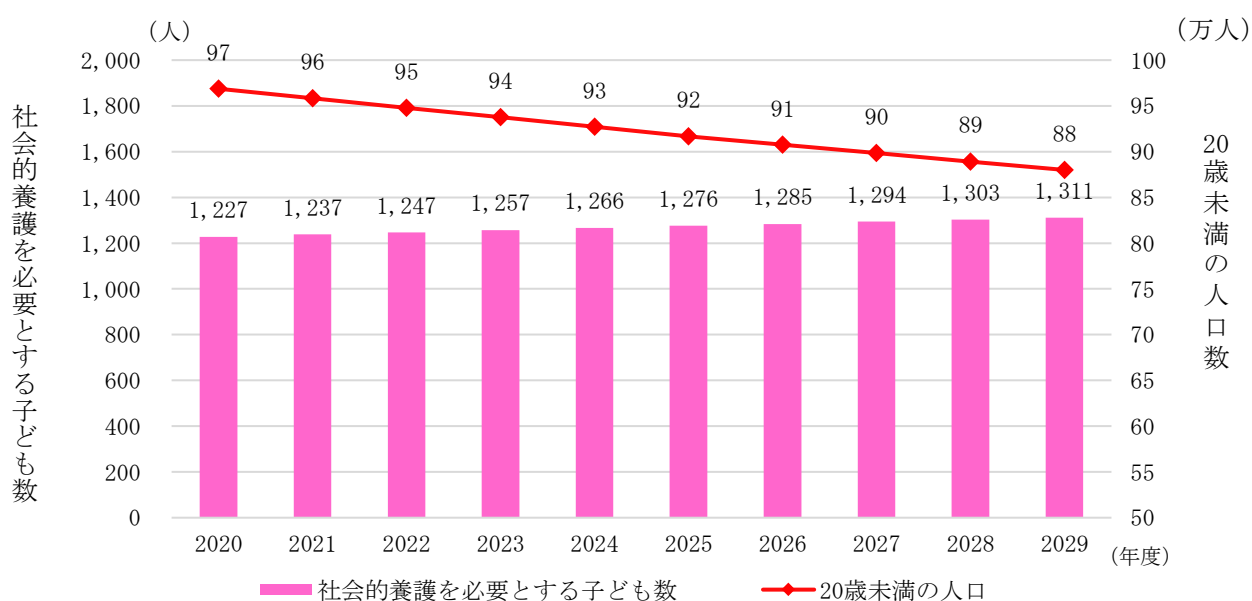
対象者の心身の状況や生活状況、家庭環境など、必要な情報を収集しアセスメントを行い、社会的自立に向けて、支援上の課題、支援目標、目標達成のための具体的な支援内容などを定めた計画。

別表 社会的養育推進計画に関する事項

愛知県（名古屋市を除く。）においては、今後も20歳未満の人口は減少する傾向にありますが、近年の養護相談件数の増加等により、社会的養護を必要とする子どもの人数は2024年度には1,266人、2029年度には1,311人となる見込みです。

この見込みに対し、社会的養護を必要とする子どもの受け皿が不足することのないよう社会的養育体制を充実させていく必要があります。

図表 3-16-5 社会的養護を必要とする子どもの数の見込み（愛知県）



資料：愛知県福祉局調べ（推計）

注：名古屋市を除く

図表 3-16-6 年齢区分別 社会的養護を必要とする子どもの数の見込み（愛知県）

年度	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降	合計
2020	153人	195人	879人	1,227人
2021	154人	197人	886人	1,237人
2022	156人	198人	893人	1,247人
2023	157人	200人	900人	1,257人
2024	158人	201人	907人	1,266人
2025	159人	203人	914人	1,276人
2026	161人	204人	920人	1,285人
2027	162人	205人	927人	1,294人
2028	163人	207人	933人	1,303人
2029	164人	208人	939人	1,311人

資料：愛知県福祉局調べ（推計）

注：名古屋市を除く

基本施策 16 社会的養育の体制整備

社会的養護を必要とする子ども数の見込みと養育里親の登録状況等を踏まえ、愛知県では、2024年度及び2029年度における里親等委託率の目標数値を次のように設定しました。

図表 3-16-7 2024年度・2029年度時点における里親等委託率の目標数値

	2024年度	2029年度
全体	20.0%	35.0%
3歳未満	28.5%	49.4%
3歳から学童期末満	25.9%	45.7%
学童期以降	17.2%	30.1%

愛知県の2024年度と2029年度における、施設定員数と入所等児童数の見込みは次のとおりです。

図表 3-16-8 乳児院・児童養護施設の定員数の見込み

		2018年度末	2024年度末	2029年度末	
乳児院	本体施設	施設数	4施設	5施設	5施設
		定員	109人	100人	95人
		小規模グループケア	24人	80人	95人
児童養護施設	本体施設	施設数	22施設	22施設	22施設
		定員	943人	736人	575人
		小規模グループケア	99人	341人	498人
	グループホーム	か所数	15か所	32か所	43か所
		定員	91人	192人	258人
	定員合計		1,034人	928人	833人
定員合計	本体施設	1,052人	836人	670人	
	グループホーム	91人	192人	258人	
	合計	1,143人	1,028人	928人	

資料：愛知県福祉局調べ（推計）

注：名古屋市を除く

図表 3-16-9 施設等に入所する子ども数の推移

社会的養護を必要とする子ども数の見込み		2019年 1月1日現在	2024年度末	2029年度末
3歳未満	里親・ファミリーホーム	38人	45人	81人
	乳児院・児童養護施設	108人	113人	83人
	小計	146人	158人	164人
	里親等委託率	26.0%	28.5%	49.4%
3歳から学童期末満	里親・ファミリーホーム	26人	52人	95人
	乳児院・児童養護施設	163人	149人	113人
	小計	189人	201人	208人
	里親等委託率	13.7%	25.9%	45.7%
学童期以降	里親・ファミリーホーム	105人	156人	283人
	乳児院・児童養護施設	737人	751人	656人
	小計	842人	907人	939人
	里親等委託率	12.4%	17.2%	30.1%
合計	里親・ファミリーホーム	169人	253人	459人
	乳児院・児童養護施設	1,008人	1,013人	852人
	合計	1,177人	1,266人	1,311人
	里親等委託率	14.3%	20.0%	35.0%

資料：愛知県福祉局調べ（推計）

注：名古屋市を除く

「里親サポーター」とは

2019 年度より愛知県で開始した事業で、里親制度の普及啓発や里親を応援してくれる方を増やすことを目的としています。

里親サポーターになるためには、里親サポーター養成講座を受講していただいています。受講を修了した方には、修了証を発行します。

○里親サポーター養成講座の内容

里親交流会（里親として活動されている方との交流会）

研修会（里親制度、里親サポーターの活動等についての講義）

※2019 年度は全 8 回、開催しました。今後も引き続き、県内の各地において月 1 回位の頻度で開催を予定しています。

○里親サポーターの活動

子どもを短時間預かるヘルパー活動など

イベントでの啓発活動

里親サロンや研修会での託児活動



里親サポーター養成講座修了証

氏 名：
番 号：【講座実施センター】 - 【開催年度】 - 【番号】



愛知県が実施する里親サポーター養成講座を修了したことを証します。
今後、里親サポーターとして里親制度の普及啓発活動等へのご協力をお願いします。

年 月 日



基本施策 17 障害のある子どもへの支援

◇前プラン計画期間（2015 年から 2019 年まで）の取組

県は、2018 年 4 月に県立大府もちのき特別支援学校、2019 年 4 月に県立瀬戸つばき特別支援学校を開校し、知的障害特別支援学校の増加による教室不足の解消を図るとともに、スクールバスを 88 台から 9 台増加し、通学環境の改善を図りました。

また、障害のある子どもに対して、適切な支援・指導を行うため、保育所等から高等学校までにおける個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成率の改善を行うとともに、障害のある子どもの受入れに必要な環境改善や職員の資質向上に取り組みました。

その他、医療的ケアが必要な子どもの在籍する県立特別支援学校への看護師の配置を 40 人から 72 人に増加し、障害の状態に配慮した教育の充実に取り組みました。

◇現状と課題

障害のある子どもへの支援に当たっては、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、提供体制の充実を図ることが重要です。

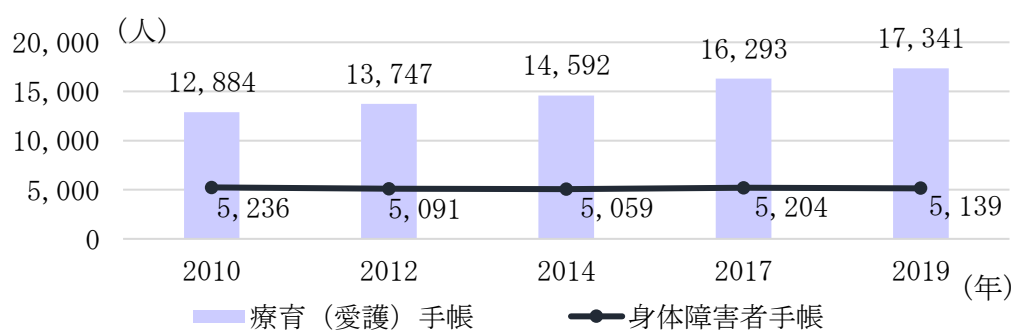
本県の 18 歳未満の障害のある子どもについて各手帳所持者数で見ると、身体障害のある子どもは横ばい、知的障害のある子どもは増加の傾向にあります。

障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した切れ目ない支援を提供することが重要です。

そのためには、まず、保健・医療・福祉・教育が連携して、できる限り早期に障害を発見し適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変わる場合においても、支援が途切れず円滑な移行ができるよう、子育てや教育関係機関等が連携を保ち支援を継続していくことが必要です。

また、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児や医療的ケア児といった特別な支援が必要な障害のある子どもへの支援体制の整備も必要です。

図表 3-17-1 子どもの身体障害者手帳・療育（愛護）手帳所持者数の推移（愛知県）



資料：愛知県福祉局調べ

取組の方向性

障害の状態を理解し、子どもの発達段階に応じ、一人ひとりに合った教育や支援を実施します。

◇今後の取組

(幼児期の支援)

- 市町村は、保育所等において、障害のある幼児の受入れに必要な環境改善や職員の資質向上を図ります。県は、環境改善等に対する費用の助成を行い、障害児保育や特別支援教育の充実に努めます。
- 県は、障害のある子どもに対して適切な支援・指導を行うため、保育所等から高等学校までにおける個別の教育支援計画や指導計画の作成率の改善を図ります。

(以上 県民文化局、福祉局、教育委員会)

(学齢期の個々に応じた支援)

- 県は、小学校や中学校、高等学校に通う障害のある子どもが、障害の状態に応じた指導を受けることができるよう、人員の配置や施設・整備等の充実にについて検討していきます。
- 県は、就学にあたって特別支援学校体験入学などを実施するとともに、乳幼児期から就学前までの障害のある子どもを対象とした早期教育相談事業の充実に努め、子どもの発達に不安のある保護者が安心して子育てができるよう支援します。また、聴覚に障害のある幼児に対する教育相談も実施します。
- 県は、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校には、看護師を配置し、障害の状態に配慮した教育の充実に努めます。
- 県は、障害の特性に配慮した教育内容の充実に向けて、重複障害のある児童生徒の全てが重複障害学級に在籍できるよう努めます。
- 県は、愛知県特別支援教育推進計画に基づき、特別支援学校の過大化による教室不足の解消及びスクールバスの整備など、通学環境の改善を図ります。

(以上 教育委員会)

(教員等の資質向上)

- 県は、特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭等免許状の保有率の向上に努め、教員の専門性を高めます。
- 県は、研修等により、特別支援教育担当指導主事や教員の資質向上に努めるほか、障害のある児童生徒に対する教育的支援を行うための体制整備を推進します。

(以上 教育委員会)

基本施策 17 障害のある子どもへの支援

- 県は、放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入れに必要な環境改善や、専門的な知識等を有する放課後児童支援員の配置への支援を行うとともに、放課後児童支援員等に対する研修の充実を図ります。
- 県は、障害者等を介護する家族の一時的な休息や就労を支援するため、障害福祉サービス事業所等で障害者等の見守りや日中活動の場を提供する日中一時支援事業の充実を図ります。(福祉局)

(障害のある子どもの社会参加)

- 特別支援学校では、障害のある子どもの自立と社会参加を目指し、小学部、中学部、高等部の発達段階や障害特性に応じた、一貫したキャリア教育を推進します。また、関係機関と連携した就労支援で、障害のある生徒の学校生活から社会生活への円滑な移行を図ります。(教育委員会)

(児童発達支援センター*₁を中心とした地域の支援体制の充実)

- 県は、市町村域における中核施設となる児童発達支援センターの設置を市町村等に働きかけるとともに、必要なサービスが必要なときに利用できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス*₂、保育所等訪問支援などのサービス提供体制の充実や、障害児相談支援体制の整備を推進します。
- 県は、在宅での療育上の指導や助言を行う障害児等療育支援事業を県内 13 箇所の支援・拠点施設において実施し、障害児支援の推進を図ります。(以上 福祉局)

(重症心身障害児に対する支援体制の構築)

- 県は、重症心身障害児ができる限り身近な地域で必要な医療や療育などの支援を受けられる体制づくりを進めるため、11 の障害保健福祉圏域ごとに設置した相談支援に関するアドバイザー等を活用し、市町村自立支援協議会*₃の充実・強化を図るなどして、市町村における重症心身障害児を支援する事業者の育成と量的確保を支援します。

* 1 児童発達支援センター

「児童発達支援」としての指導訓練等のほかに、地域の障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての機能を持つ施設。

* 2 放課後等デイサービス

学校通学中（幼稚園、大学等を除く）の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するための通所事業所。

* 3 市町村自立支援協議会

相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として地方公共団体が設置する。

基本施策 17 障害のある子どもへの支援

- 県は、「障害者福祉減税基金*4」を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設の整備により、地域における支援拠点施設の整備を推進します。
- 県は、県内の障害児者医療や重症心身障害児者療育の拠点となる「愛知県医療療育総合センター」を中心とする発達障害医療ネットワークや重症心身障害児者療育ネットワークの構築を進め、全県的な医療・療育の支援体制を構築します。

(以上 福祉局)

(医療的ケア児に対する支援体制の構築)

- 県は、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるように、関係機関が緊密な連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児の実態把握等に努め、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を行い、地域における連携体制の構築を進めます。
- 県は、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置について市町村に働きかけるとともに、その人材の養成を図ります。(以上 福祉局)

(発達障害のある子どもの支援体制の充実)

- あいち発達障害者支援センターでは、発達障害のある子どもに関する家族への相談支援や、地域への支援機能の強化として研修の実施や関係機関との連絡調整等を行います。(福祉局)

◇目標

項目名	現況	目標
個別の教育支援計画の作成率	小学校特別支援学級 99.7% 〃 通常の学級 67.6% 中学校特別支援学級 99.1% 〃 通常の学級 68.7% (2018年度)	100%
児童発達支援センターの設置市町村数	19市町村(17市町及び1圏域) (2018年度)	全市町村 (54市町村) (※)

※市町村単独での設置が困難な場合は障害保健福祉圏域での設置も可とします。

*4 障害者福祉減税基金

障害者の福祉の増進を図るための医療型障害児入所施設等の、整備の促進に必要な財源を確保するため、2014年4月に30億円を積み立て設置。

基本施策 18 外国人の子どもへの支援

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、就学前の外国人の子どもへの初期の日本語指導・学校生活指導を行うプレスクールの説明会や、日本語スピーチコンテストなどを開催するとともに、2018年度からは新たに「多文化子育てサロン」の設置促進に取り組み、外国人の子どもへの支援を行いました。

また、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語に堪能な語学相談員（11名）を県教育事務所に配置し、市町村の要請に応じて外国人児童生徒在籍する学校へ派遣しました。

その他、外国人児童生徒への学習支援等を行うため、小学校や中学校に配置している日本語教育適応学級担当教員を、2015年度の415人から2019年度には602人まで増員しました。

◇現状と課題

2019年4月施行の改正出入国管理法により、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるための新たな在留資格「特定技能」が創設されました。まず、農業、介護、建設、宿泊、造船を始めとする14分野で受入れが開始され、2019年度から5年間で、全国で最大約34万5千人の外国人材を受入れることとされています。

法務省の在留外国人統計によれば、2019年6月末の本県の在留外国人数は27万2,855人で全国の9.6%を占め、東京都に次いで多くなっています。また、受入外国人児童生徒数は全国1位となっており、全国の約2割の外国人児童生徒が本県の学校に通っている状況にあります。

本県に在住する外国人の母国語としては、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等が多く、日本語が理解できない子どももいます。こうした日本語指導が必要な子どもは、引き続き増加する傾向にあり、全国で最も多い状況です。一人ひとりの日本語能力が様々なこともあり、学習内容を理解できる日本語能力を習得するためには、日本語に触れる機会を少しでも増やし、早い段階で日本語の基礎を学ぶ必要があります。

また、社会の一員として自立していくためにも、日本語習得に向けた支援が求められます。

図表 3-18-1 日本語指導が必要な外国人児童生徒数（2018年5月1日現在）

都道府県	小学校	中学校	義務教育学校（※1）	高等学校等（※2）	合計
1 愛知県	6,146 人	2,462 人	0 人	492 人	9,100 人
2 神奈川県	2,845 人	963 人	6 人	639 人	4,453 人
3 東京都	1,857 人	1,027 人	27 人	734 人	3,645 人
全 国	26,316 人	10,260 人	184 人	3,995 人	40,755 人

資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」

※1：小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校

※2：高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

取組の方向性

外国人の子どもが不自由なく学校に通え、生活できるよう、言語面や生活面からの支援を行います。

◇今後の取組

(日本語学習の支援の促進)

- 県は、小学校や中学校における日本語教育適応学級担当教員について、日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況に応じて配置の充実に努め、日本語指導や適応指導を実施します。(教育委員会)
- 県は、親子で楽しめる企画の実施等を通して外国人親子と日本人親子の交流や相互理解の促進を図りながら、外国人保護者に対する子育てに必要な情報の提供や日本語能力の育成にも取り組む、「多文化子育てサロン」の設置を促進します。
- 県は、プレスクール事業の成果を踏まえ作成された「プレスクール実施マニュアル」等を活用し、市町村によるプレスクールの普及を図り、小学校入学直前の外国人の子どもを対象に、小学校へ早期に適応できるようにするための支援を進めます。
- 県は、外国人児童生徒等による日本語スピーチコンテストを開催し、多文化共生に対する日本人県民と外国人県民との相互理解を促進します。
- 県は、市町村域を越えて活動するNPO等に対し、助成金を交付することで、不就業や不登校の外国人外国人児童生徒等の就学の促進を目指します。(以上 県民文化局)
- 県と名古屋出入国在留管理局が事務局となり、国の関係機関や経済団体、労働者団体、支援団体など 19 団体で構成する「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」を通じて、外国人材や外国人の子ども等の日本語学習・日本語教育の充実について、情報の共有や各団体の取組の連携などを図ります。(政策企画局、県民文化局)
- 県立高等学校及び特別支援学校において、外国人生徒等を支援するため、教育支援員を配置するとともに小型通訳機の配備を進めます。(教育委員会)

基本施策 18 外国人の子どもへの支援

(多文化共生に向けた支援の充実)

- 外国人県民に対する生活情報や行政情報に関する多言語の出版物の作成を推進するとともに、難しい単語を避け、一文を短くするなどの配慮をした「やさしい日本語」の普及に取り組みます。
- 日系ブラジル人など外国人が多数居住し、共通の課題を抱える愛知県を始めとする7県1市が連携して設置した「多文化共生推進協議会」において、共通の課題などについて議論を深め、国への共同提言などを実施します。
- 公益財団法人愛知県国際交流協会では、外国人県民の多様化する問題に対応するため、多文化ソーシャルワーカーをあいち国際プラザ内の「あいち多文化共生センター」に配置し、多言語での相談・情報提供や複雑な問題への継続的な支援を実施しています。県は、ホームページ等を活用して、生活や相談窓口に関する情報を掲載するなど、多文化共生に関する情報提供について一層の充実を図ります。(以上 県民文化局)
- 県及び市町村は、保育所等に対し、外国人の子どもやその保護者との意思疎通やコミュニケーションを円滑にするため、通訳や翻訳などの業務を行う保育支援者の配置に対する支援を行います。(福祉局)

◇目標

項目名	現況	目標
外国人の子どものプレスクール実施箇所数	16 箇所 (2019 年度)	増加
多文化子育てサロン設置箇所数	6 箇所 (2019 年度)	15 箇所 (2022 年度) ※

※多文化共生推進プラン 2022 に目標年次を合わせています。

多文化子育てサロン

子育て中の外国人の保護者は、言葉の壁により日本人以上に孤独感や、文化や生活習慣の違いなどに戸惑い、出産や子育てに不安を感じることがあります。

そこで多文化子育てサロンでは、実際に親子で触れあっていただく親子遊びの機会はもちろん、子育てに関する各種制度など、日本で子育てをするに当たって必要な事項を、通訳をとおして情報提供しながら、子どもの成長に従って保護者に求められる日本語能力の育成に取り組んでいます。

また、幼児期の教育環境・家庭環境は、子どもの語彙力に大きく影響するだけでなく、就学後の学力形成にも大きく関わるといわれていることから、サロンでは子どもの言語習得、将来的な学力形成を促進するため、保護者に対し、子どもの「ことば」について考え、学ぶ機会を提供します。

さらに、外国人親子が孤立することなく、より地域に親しみ、安心して暮らしていただけるよう、地域の日本人親子との交流と相互理解の促進を図っています。



IV 社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくり



基本施策 19 子育てしやすい居住環境の整備

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、子育て世帯などの入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録促進に努め、市町村、社会福祉法人、NPO法人等の関係団体と連携して情報提供を行いました。

また、県を始め名古屋市や民間団体等で構成する「愛知ゆとりある住まい推進協議会」が発行する「知って良かった住まいの知識」において、一般社団法人移住・住みかえ支援機構による住替え事業の普及・啓発を行いました。

◇現状と課題

住まいは、家族と暮らし、人を育て、安らぎを得る空間として、社会生活やコミュニティ活動を支える拠点として、欠かせない基盤となっています。

民間賃貸住宅においては、子育て世帯などが家賃の不払いや入居中の事故、子どもを巡るトラブル発生の可能性等の理由で入居を制限される事例が発生していると言われていません。結婚し、子育てを始めるための賃貸住宅の情報提供、確保が求められます。

また、住宅総数が世帯数合計を上回る状況の中、世帯人数の多い子育て世帯が比較的狭い賃貸住宅に住み、高齢者の単身・夫婦世帯が比較的広い戸建て住宅に住むなど、居住世帯と居住面積とのミスマッチも生じており、様々な居住ニーズに対応できる仕組みづくりを進めることも必要です。

小さな子どもがいる家庭では、住宅内の安全対策も重要です。子どもの死因の上位に「不慮の事故」があり、その直接的な原因は子どもの年齢によって異なりますが、乳幼児ではボタン電池の誤飲や浴室での溺死、ベランダからの転落等があります。不慮の事故の多くは家庭内で起こっているため、安全な居住環境を確保するなど、家庭内での事故防止対策が重要となります。市町村では、乳幼児健康診査の機会などを利用し、乳幼児の事故防止対策の普及啓発に努めていますが、より一層の推進が求められます。

また、室内の空気汚染等が子どもの健康に影響を及ぼす可能性があることから、シックハウス症候群^{*1}の対策も引き続き重要です。

*1 シックハウス症候群

建物内環境における、化学物質の関与が想定される皮膚や眼、咽頭、気道などの皮膚・粘膜刺激症状、全身倦怠感、めまい、頭痛・頭重などの健康障害の総称。

取組の方向性

子育て世帯等の居住ニーズに応じた住宅整備を進めるとともに、住まいの選択に必要な情報が得られるよう支援します。

◇今後の取組

(子育て世帯に適した住宅確保の支援)

- 県営住宅については、建替え時に地域のニーズに応じた子育て支援施設の併設を推進します。また、子育て世帯や新婚世帯への優先入居制度の周知に努めます。
- 県は、子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録促進に努め、市町村、社会福祉法人・NPO法人等の居住支援法人等と連携して情報提供を行います。また、あんしん賃貸住宅^{*2}について同様に連携して情報提供に取り組みます。
- 県は、世帯の居住ニーズにあった住宅への住み替えが円滑に行えるよう、一般社団法人移住・住みかえ支援機構による住替え支援事業の普及を図ります。

(以上 建築局)

(家庭内の安全確保等)

- 県は、あいち小児保健医療総合センターに設置した、子どもの家庭内の事故を防ぐためのアイデア等を紹介展示する「子ども事故予防ハウス」を活用した情報や学習機会の提供を行うとともに、家庭内の事故が原因で来院された患者家族に対し、事故予防指導を実施し再発防止に取り組みます。(病院事業庁)
- 市町村は、各家庭での事故予防の取組が推進されるよう、乳幼児健康診査等の保健事業を通じて、年齢に応じた事故予防対策の普及啓発を行います。県は、家庭内での安全確保について、市町村の先進的な取組の情報提供を行います。
- 県は、シックハウス症候群の発生を未然に防止するため、市町村が主催する健康まつり等において、パンフレット等を配布して啓発するとともに、住民からの相談に応じます。(以上 保健医療局)

◇目標

項目名	現況	目標
乳幼児の事故予防対策をしている家庭の割合	74.5% (2018年度)	増加

*2 あんしん賃貸住宅

高齢者、ひとり親、小さい子どもがいる世帯等を受け入れることとした民間賃貸住宅で、県に登録された住宅。

基本施策 20 安心できるまちづくりの推進

◇前プラン計画期間（2015 年から 2019 年まで）の取組

県は、広報媒体を活用して、スクールガード*₁活動の広報活動に取り組むなど、防犯ボランティアによる子どもの安全を守る取組を推進するとともに、学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク*₂が有効に機能するよう、毎年5月に訓練を実施しました。

また、子どもの成長に応じた交通安全教育を推進するため、チャイルドシート使用徹底モデル園を指定し、参加体験・実践型の交通安全教育や、幼児・児童等を対象とした自転車安全利用出張講座を実施しました。

その他、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、2015年から2019年までに区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を行うゾーン30の速度規制を74か所に整備をしました。

新たに整備した県営都市公園では、公園を利用する子どもたちの安全を確保するため、園路の幅員や勾配の確保などユニバーサルデザイン*₃による公園づくりを推進し、供用中の公園では、多機能トイレの整備や洋式トイレへの更新等を行うとともに、公園施設長寿命化計画及び定期点検に基づき、施設や遊具など設備の計画的な更新・修繕を行いました。

◇現状と課題

愛知県安全なまちづくり条例に基づく指針（「住宅に関する防犯上の指針」及び「道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針」）では、犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する基準等を示し、防犯カメラの設置を求める規定を追加する等、時代の流れに合わせた防犯対策を定めています。今後も、この指針の普及促進及び犯罪等の防止に配慮した環境整備を行っていく必要があります。

家庭での交通安全教育を推進するため、今後も保護者等に対する交通安全教育を実施していくとともに、更なる通行車両の速度や通過交通を抑制するため、実効性のあるゾーン30を整備していく必要があります。

また、2019年5月に、保育所外の移動中に園児が交通事故により亡くなるという大変痛ましい事故が発生し、その後もたびたび子どもが被害者となる交通事故が発生していることから、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保する必要があります。

* 1 スクールガード

学校や通学路で、子どもたちが事故や事件に巻き込まれないように見守る学校安全ボランティア。

* 2 学校安全緊急情報共有化広域ネットワーク

緊急情報の迅速かつ広域的な共有と、地域ぐるみで子どもを守る体制づくりをするため、市町村等と協力して構築したネットワーク。

* 3 ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

取組の方向性

子どもや子育て家庭が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

◇今後の取組

(安心して外出できる環境づくりの推進)

- 県は、愛知県安全なまちづくり条例に基づき、犯罪の防止に配慮した住宅、道路、公園、駐車場等の整備促進や普及に努めます。(防災安全局)
- 県は、社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検や、飲料水、食料品等の備蓄、事業継続計画（BCP）^{*4}の策定を推進します。(福祉局)
- 県は、道路について、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。(建設局)
- 県は、県営都市公園について、ユニバーサルデザインによる公園づくりを推進します。(都市整備局)
- 県は、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる街づくりを推進するため、人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づく届出に対する指導・助言の実施や望ましい整備指針の周知・啓発に努めます。(建築局)

(安全な道路交通環境の整備)

- 県は、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、ゾーン30を実施するとともに、道路整備等の安全対策を組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する車両の抑制等を図ります。(建設局、警察本部)
- 通学路の危険箇所の解消に向け、各市町村において策定している通学路交通安全プログラムに基づき、道路管理者として歩道等の整備やカラー舗装などを実施します。
- 県は、未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全の確保のため、道路管理者として歩道等の整備や防護柵の設置等を実施します。(以上 建設局)

(子どもの安全を守る取組の充実)

- 防犯パトロール隊に対する日常的な情報提供はもとより、不審者発見等の際には迅速な情報提供を行うことにより、子供の安全を確保します。(防災安全局、警察本部)
- 県は、市町村や学校が実施する連絡会議や研修などのスクールガード活動推進員に対する取組を支援するとともに、子どもの安全を脅かす不審者等の情報を、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークにより提供します。(教育委員会)

* 4 事業継続計画

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

基本施策 20 安心できるまちづくりの推進

- 県は、防犯パトロール、少年の非行防止活動、防犯教室の指導者など様々な活動を行う、安全なまちづくり推進指導員について、各小学校区に1名程度を目安として、今後も委嘱を進めます。
- 県は、児童の危機回避能力等の向上を目的とした参加・体験型の防犯訓練、防犯教室の実施や防犯少年団の活動を推進するとともに、こども110番の家^{*5}等の拡充や、児童・保護者等に対する周知徹底を図ります。
- 県は、携帯電話向けメールマガジンのパトネットあいち^{*6}により、不審者情報等を提供します。(以上 警察本部)
- 県は、多数の人が利用する施設の管理権原者などと連携し、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図ります。(保健医療局)

(交通安全の取組の促進)

- 県は、チャイルドシート使用徹底モデル園事業(保育所等)や交通少年団育成事業など、関係機関や団体等と連携しながら、子どもの成長に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。
- 県は、幼児やその保護者に対するチャイルドシートの装着教室や幼児・児童等を対象とした自転車安全利用出張講座など、受講者の特性に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。(以上 防災安全局、警察本部)
- 県及び市町村は、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、キッズ・ゾーン^{*7}の設定を推進します。
- 県は、地域に密着して活動している母親クラブ^{*8}等と協力し、子どもの安全や地域住民に対する交通安全啓発活動を実施します。(以上 福祉局)

*5 こども110番の家

犯罪被害に遭い又は遭いそうになって助けを求めた子どもを保護し、警察への通報等を行う子どもを守るボランティア活動の一つ。子どもが助けを求めるための緊急避難場所となるもので、警察の委嘱と、地域や企業による自主的な活動がある。

*6 パトネットあいち

警察署単位の事件等に関する情報と安全に役立つ情報を配信する携帯電話向けメールマガジン。不審者等に関する情報など「地域安全情報」、緊急に注意を呼びかける情報など「注意情報」、気をつけていただきたい警察からのお知らせ「一斉情報」を配信。

*7 キッズ・ゾーン

保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等の周囲半径500メートルを原則として、対象の保育所等、道路管理者及び都道府県警察と協議の上、市町村が範囲を設定し、キッズ・ガードの配置や路面の塗装等による注意喚起等を行う。

*8 母親クラブ

児童を持つ母親のみならず地域における児童健全育成に関心のある人が参加する組織で遊び場の安全点検や交通安全指導など、地域に密着した活動を実施。

(地域における防災への取組)

- 県は、児童向け防災啓発用パンフレットの配布や小学生や中学生を対象とした少年消防クラブ（BFC）の活動等を通じて子どもの防災意識の向上に努めます。
(防災安全局)
- 県は、台風や地震等の災害発生時において、子どもたちやその保護者が、安全・安心して避難するとともに、必要な支援を円滑に受けられるよう、市町村と共に災害時要配慮者支援体制の構築に取り組みます。
(防災安全局、福祉局)

(安全な遊び場の確保)

- 県は、県営都市公園の遊具の計画的な更新、修繕を図ります。
(都市整備局)
- 県は、母親クラブ等と協力し、地域の公園の安全点検を行って、子どもの安全な遊び場の確保を図ります。
- 県は、県立の児童厚生施設における利用者の安全等を確保するため、施設の長寿命化計画に基づく改修を進めます。
(以上 福祉局)

(多様な遊び場の提供)

- 児童総合センター*₉は、開館以来蓄積してきた遊びを通じての子どもの健全育成や子育て支援に関する事業のノウハウを生かし、各地域の児童館の中核拠点として、児童館の活動支援を図るとともに、子どもの創造的な「遊び」の機会の提供と幅広い年代を対象とする子育て支援を推進します。
- 愛知こどもの国*₁₀及び海南こどもの国*₁₁は、地域との連携・協働に積極的に取り組み、多様な体験活動や子どもが自然とふれあう機会を提供します。
(以上 福祉局)

◇目標

項目名	現況	目標
キッズ・ゾーンを設定する市町村の数	0 市町村 (2019年10月時点)	全市町村 (54市町村)

* 9 児童総合センター

県立の大型児童館で、1996年に愛・地球博記念公園(モリコロパーク)内に開館。3階建、延7,600㎡。あそびステーション、チャレンジタワー、キッチンスタジオ等の設備がある。

* 10 愛知こどもの国

県立の大型児童遊園で、愛知県政100年を記念して1974年に西尾市(旧幡豆町)に開園。面積約100万㎡。巨大遊具ドラゴン、芝生広場、キャンプ場等の遊具・設備がある。

* 11 海南こどもの国

県立の大型児童遊園で、1985年に弥富市(旧十四山村)に開園。面積約11万㎡。足踏み式ゴーカート、水上自転車、大型滑り台、プール等の遊具・設備がある。

基本施策 21 地域の多様な主体との協働推進

◇前プラン計画期間（2015 年から 2019 年まで）の取組

県は、子育てネットワーカーを養成し、地域における子育て支援のリーダーとして活動できるよう支援するとともに、地域教育力の向上を図るため、学校支援地域本部事業や地域学校協働活動、放課後子ども教室等への高齢者等の参加を促しました。

また、子ども食堂の質の向上と設置拡大を図るため、子ども食堂運営ボランティアに対する講座の開催、子ども食堂の開設ガイドブックの作成等に取り組み、子ども食堂の活動を支援しました。

◇現状と課題

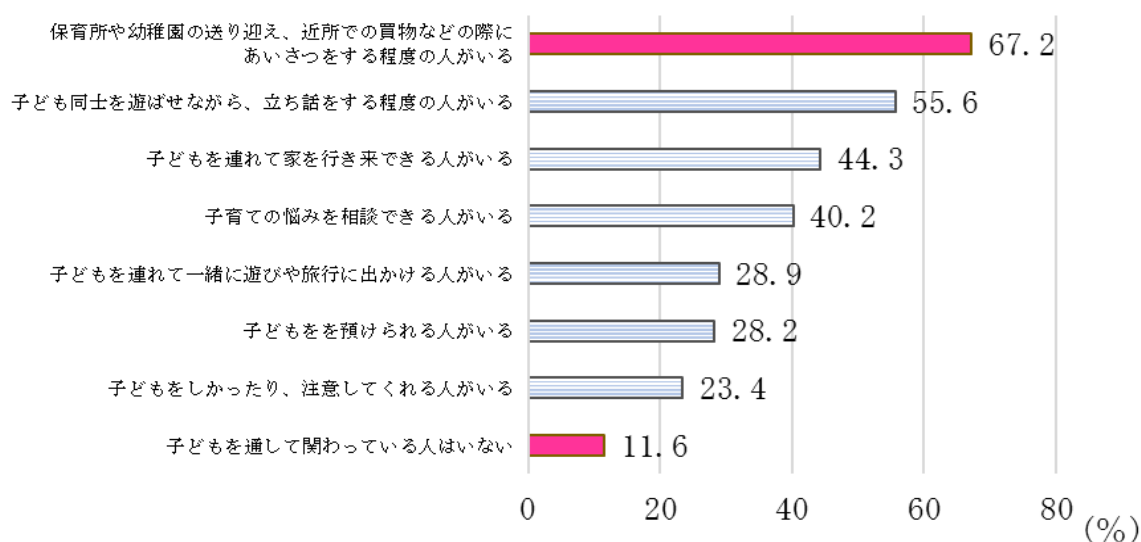
2018 年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、子どもを通じた近所づきあいについて、「保育所や幼稚園の送り迎え、近所での買物等の際に、あいさつをする程度の人がいる」と回答した人の割合が 67.2%で最多となっています。

他方、「子どもを通して関わっている人はいない」と回答した人の割合が、2013 年度調査の 7.5%から 11.6%へ 4.1 ポイントも上昇しています。

地域において、子どもや子育て家庭を支える活動は、これまで地域のボランティアや子ども会、NPO等の非営利組織がそれぞれ行ってきました。

今後は行政とNPOやボランティア等、地域の多様な主体が協働して、子どもや子育て家庭を応援し、地域全体で子育てを支援していく取組が重要です。

図表 3-21-1 子どもを通じた近所づきあい



資料：愛知県福祉局「少子化に関する県民意識調査」（2018 年）

取組の方向性

NPOやボランティア等の地域の多様な主体と協働して、子ども・子育て家庭を応援し、地域全体で子育てを支援していく取組を促進します。

◇今後の取組

(子育て支援NPO等の活動の推進)

- 県は、多様な子育て支援の取組を行っているNPO等が情報交換を行う機会を設け、NPO等の連携の推進、活性化に努めます。
- 県は、町内会などの地縁団体やNPO、ボランティア団体が市町村の子育て支援拠点や保健センター等と連携している好事例を集めて情報発信し、県内で同様の取組が展開できるよう推進します。
- 県は、年齢の違う子どもが地域において様々な交流活動を行う子ども会や母親クラブの活動について、その活性化に努めます。 (以上 福祉局)

(ボランティア等が活躍する場の提供)

- 県は、食の提供とともに子どもが安心して過ごせる居場所となる子ども食堂の活動を支援するため、子ども食堂が抱える人材・食材確保等の課題の解決に向けた取組を進めます。また、子ども食堂の設置拡大及び充実のため、県民からの寄附により造成された「子どもが輝く未来基金」を活用し、開設に係る費用の一部や学習支援に必要な学習用参考書や児童図書等の購入費の一部を助成します。
- 県は、子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、子育てによる孤立感や不安の軽減を図るため、ボランティアによる家庭訪問型子育て支援を行う「ホームスタート」の仕組みを県内に広げることで、地域の子育て支援力の向上を目指します。
- 県は、地域の実情やニーズに応じ、育児や職業経験など多様な経験を有する人材を子育て支援員として養成するため、市町村と協力して研修を実施します。
- 県は、子育てによる孤立感や不安の軽減を図るため、地域の子育て支援拠点やNPOが実施するボランティア等を活用した訪問支援事業や相談事業の普及推進に努めます。 (以上 福祉局)
- 県は、地域における子育てを支援する子育てネットワーカーを養成し、地域における子育て支援のリーダーとして活動できるよう支援します。 (教育委員会)

(学校と連携した活動の推進)

- 県は、地域教育力の向上を図るため、地域学校協働活動や放課後子ども教室等への高齢者等の参加を促進します。 (教育委員会)

◇目標

項目名	現況	目標
子ども食堂の箇所数	140 箇所 (2019 年 5 月)	200 箇所 (2022 年度) ※
家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)を実施する団体数	1 団体 (2019 年 4 月)	11 団体

※子どもが輝く未来へのロードマップに目標年次を合わせています。

家庭訪問型子育て支援「ホームスタート活動」

ホームスタートとは、1人でも未就学児がいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が訪問する「家庭訪問型子育て支援ボランティア」です。

週に一回、2時間程度、概ね2～3か月間訪問し、滞在中は友人のように寄り添いながら「傾聴」(気持ちを受け止めながら話を聴く)や「協働」(育児家事や外出を一緒にする)等の活動をします。

「外出しづらい」「頼れる人が身近にいない」、そんな子育て家族をボランティアのホームビジターが訪問し、親子と共に過ごすことで子育て中の親の心を支えます。時には子どもと一緒に公園や子育てひろばに外出する等、地域の子育て支援や人々とつながるきっかけづくりも応援します。

また、豊橋市では「特定非営利活動法人NPOまんま」との協働により、愛知県で唯一「ホームスタート活動」を実施しており、子育てに寄り添う支援、地域社会全体での子育て支援、地域とつながり続ける子育て支援を提供することを目指しながら活動を行っています。

【世界のホームスタート活動】

※「ホームスタート」は、イギリスで1973年に始まり世界22ヶ国で行われている家庭訪問型子育て支援ボランティア活動です。

基本施策 22 県民・企業が一体となって応援する機運の醸成

◇前プラン計画期間（2015 年から 2019 年まで）の取組

県は、子育て応援の日（はぐみんデー）の更なる普及推進を図るため、街頭啓発活動等を行い、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図りました。

また、仕事で家庭教育に関する研修会に参加できない保護者に学習機会を提供するため、企業が開催する研修会等に家庭教育を加えることを奨励し、希望する企業に講師を派遣しました。

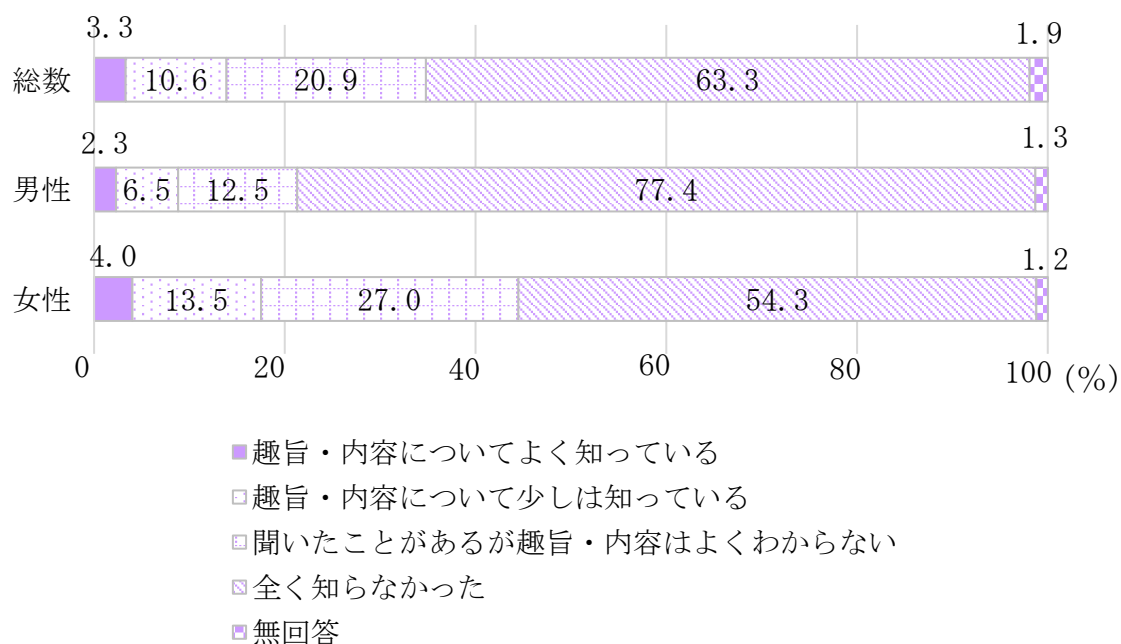
◇現状と課題

2007 年 3 月に制定した愛知県少子化対策推進条例に基づき、県民や事業者と一体となった少子化対策を進めており、2009 年 3 月からは毎月 19 日を「子育て応援の日（はぐみんデー）」とし、2010 年からは毎年 11 月を「子育て応援の日（はぐみんデー）普及推進強化月間」と定め、子育て家庭、職場、地域全体で子育てを支える県民運動を実施しています。

しかし、2018 年に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、「子育て応援の日（はぐみんデー）」の認知度は 13.9%と、あまり知られていない状況にあります。

子どもや子育て支援の取組を進めるためには、地域の様々な構成員が主体となって、地域社会全体で子育てに温かい環境を作っていくことが必要です。

図表 3-22-1 はぐみんデーの認知度



資料：愛知県福祉局「少子化に関する県民意識調査」（2018 年）

取組の方向性

県や市町村だけでなく、県民や企業などそれぞれが主体となって、県全体で子どもの成長や子育てを応援していく取組を進めます。

◇今後の取組

(地域社会全体で子育て家庭を応援する取組の強化)

- 愛知県少子化対策推進会議*₁を基盤として、官民一体となった全県的な少子化対策を推進します。
- 県は、社会全体の子育て支援の機運を高めるため、市町村や労働組合、経済団体等と連携しながら「子育て応援の日（はぐみんデー）」を推進するなど、家庭や職場、地域において子育てを応援する啓発活動を行います。
- 県は、子育て家庭のニーズに応じた情報提供を行うため、子育て支援に関する県のポータルサイト「あいちのはぐみんネット」の内容の充実や、利便性の向上を図ります。
(以上 福祉局)

(企業と連携した取組)

- 県は、企業の従業員が仕事、家庭、育児を両立できるよう、「イクメン」支援を始めとする取組を企業とともに実施します。
(福祉局、労働局)
- 県は、「はぐみんカード」を作成し、県内の協力店舗・施設「はぐみん優待ショップ」で提示することで、店舗・施設が独自に設定する商品の割引やサービスなど、様々な特典が受けられる仕組みづくりを進めます。
- 県は、「はぐみんカード」を作成し、協賛店舗や利用者の拡大に向け、街頭啓発や「あいちのはぐみんネット」などを活用した広報活動を行います。
- 市町村は、子育て家庭に「はぐみんカード」を配布するとともに、「はぐみんカード」で優待が受けられる協賛店舗の登録の拡大に努めます。
(以上 福祉局)
- 県は、企業に講師を派遣し、企業内研修において家庭での親の役割等、家庭教育について学習する機会を提供し、家庭教育を支援する「あいちっこ家庭教育応援企業」の拡充に努め、子育てに理解のある職場づくりを進めます。
(教育委員会)

◇目標

項目名	現況	目標
子育て家庭優待事業登録店舗数	9,739 店舗 (2019年10月)	10,000 店舗

* 1 愛知県少子化対策推進会議

愛知県少子化対策推進条例第7条に基づき、県や県民、事業者が一体となり社会全体で少子化対策の推進を図ることを目的とした会議。

企業の取組「あいっこ家庭教育応援企業」



「あいっこ家庭教育応援企業」ロゴマーク

「あいっこ家庭教育応援企業」とは、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組み、県と相互に協力して、家庭教育の一層の推進を図ろうとする取組に賛同する企業・事業所です。

賛同していただく企業・事業所は、働くことの大切さや喜びを子どもたちに話したり働く姿を見せたりする機会を提供したり、学校のキャリア教育や地域での体験活動などに積極的に協力・支援を行ったりしています。

また、従業員が学校へ出かけやすい環境づくりに努めたり、職場で家庭教育について学ぶ機会づくりに協力したりしています。

家庭の安定は、仕事の充実につながります。子育てに不安を感じながら働いている保護者が、安心して仕事に励むことができるよう県と企業・事業所等が連携して、家庭教育の一層の推進を図っていきます。

基本施策 23 経済的支援の充実

◇前プラン計画期間（2015年から2019年まで）の取組

県は、幼稚園や保育所などを利用する多子世帯の保育料等の支援を行うなど、幼児教育・保育にかかる費用の軽減を実施しました。

また、小学校や中学校に就学するための学用品費や給食費などを助成する就学支援制度について、市町村に対し指導、助言を行いました。

その他、高等学校等就学支援金制度の周知や特別支援教育就学奨励費の支給、県立大学や県立芸術大学の学生に対し、授業料減免措置を行いました。

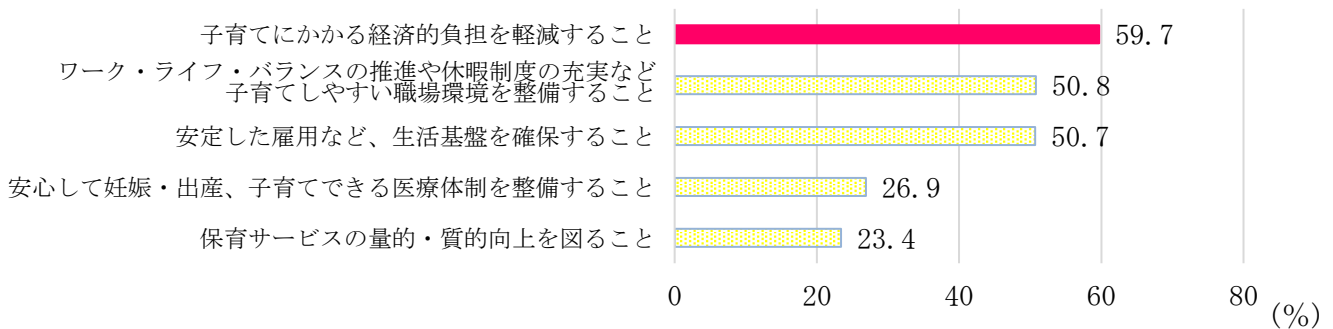
◇現状と課題

2018年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によると、安心して子どもを産み育てることができる社会のための施策で重要なことは、「子育てにかかる経済的負担を軽減すること」と回答した人の割合が59.7%で最多となっています。

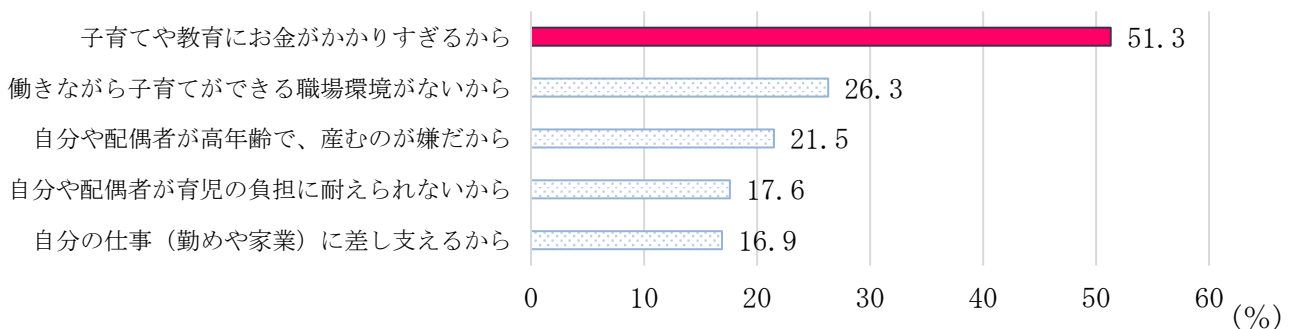
また、理想の子どもの数より実際に予定している子どもの数が少ない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した人の割合が51.3%で最多となっています。

県では、これまで教育費、医療費の軽減のほか各種手当等により、子育て家庭への経済的支援を実施してきていますが、引き続き、経済的支援の充実が求められています。

図表 3-23-1 安心して子どもを産み育てることができる社会のための施策



図表 3-23-2 予定の子どもの数が理想の子どもの数を下回る理由



資料：愛知県福祉局「少子化に関する県民意識調査」（2018年）

取組の方向性

子育てに関する経済的支援を引き続き進め、子育ての負担を軽減します。

◇今後の取組

(子育てに係る経済的支援の推進)

- 県は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資するため支給される児童手当の費用を負担します。
- 県は、子どもが必要な医療を安心して受けられるよう医療保険の自己負担分（通院費は小学校入学前まで、入院費は中学校卒業まで）の費用を支援します。

(以上 福祉局)

(幼稚園、保育所等に係る経済的支援の推進)

- 県及び市町村は、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化を実施します。
- 県は、保育所等を利用する第三子以降児の保育料等を助成します。

(以上 県民文化局、福祉局)

(就学に係る経済的支援の推進)

- 県は、市町村が実施する学用品費、医療費及び給食費を助成する就学支援制度について、市町村に対して、情報提供を行うとともに制度の適切な運用について働きかけを行います。(教育委員会)
- 県は、私立高等学校や私立専修学校高等課程に通う生徒の入学納付金及び授業料の負担軽減を図ります。(県民文化局)
- 県は、県立高等学校に通う生徒に対し、高等学校等就学支援金制度や減免制度を実施し、経済的な理由により就学が困難な子どもの入学料、授業料の負担軽減を図るとともに、保護者等に対して制度の周知を図ります。
- 経済的に就学が困難な高等学校等の生徒を支援するための奨学金制度について、各学校、保護者に対して制度の周知徹底を図ります。(以上 教育委員会)
- 高等学校等奨学給付金（奨学のための給付金）制度を周知し、就学継続等のための経済的な支援を実施します。(県民文化局、教育委員会)
- 県は、特別支援教育の対象となる児童生徒等に対して支給する特別支援教育就学奨励金について、各学校、保護者に対して制度の周知徹底を図ります。(教育委員会)
- 県は、県立大学、県立芸術大学、県立看護専門学校に在学する学生のうち経済的な理由により就学が困難な者に対して、授業料の減免を実施します。

(県民文化局、保健医療局)

基本施策 23 経済的支援の充実

- 県は、私立専修学校専門課程に通う低所得世帯の学生の授業料及び入学金の負担軽減を図ります。(県民文化局)

(困難な環境にある子どもに係る経済的支援の推進)

- 県及び市は、18歳未満の児童を監護・養育し一定の要件を満たすひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給します。また、県は、18歳未満の児童を監護・養育し一定の要件を満たすひとり親家庭等に対して遺児手当を支給します。
- 県は、ひとり親家庭等に対して修学資金を始めとする母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施し、自立意欲の助長を図ります。
- 県は、母子・父子家庭が必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険における自己負担分を助成します。
- 県及び市は、生活に困窮する家庭等に対して生活保護を適正に実施し、教育扶助により授業料や学用品費、給食費等を支給するとともに、進学を目指す生活保護世帯の子どもの自立に向けた取組を支援します。
- 県及び市は、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又は喪失のおそれのある者に対し、住居を確保し、安心して就職活動ができるよう、住居確保給付金を支給します。
- 2018年度に寄付金を財源として造成した「子どもが輝く未来基金」を活用し、児童養護施設等入所児童を対象に、大学等への入学金や受験料、施設からの自立のための転居費用等の助成を行います。(以上 福祉局)

(障害を持つ子どもに係る経済的支援の推進)

- 県は、家庭において精神又は身体に障害のある子どもを監護、養育している方に支給される国の特別児童扶養手当に加え、重度な障害のある子どもに障害児福祉手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。(福祉局)

◇目標

項目名	現況	目標
理想の子ども数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合	51.3%	47.7%

第4章 計画の推進



I 推進体制の整備



- 庁内関係課室の職員で構成する会議を活用し、計画に位置付けた施策の着実な推進や新たな課題に対応した取組の具体化を図ります。

II 計画の進行管理



- 計画の進捗状況について把握・整理するとともに、その結果を有識者等からなる県子ども・子育て会議に報告し、市町村との適切な役割分担を図りながら、計画を着実に推進します。
- PDCAサイクルを確立し、指標等を用いながら各施策の達成状況を把握・整理するとともに、必要に応じて、柔軟に取組を見直していきます。

(付表) 目標

III 計画の見直し



- 計画に位置付けた施策の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、計画を柔軟に見直していきます。

目標

項目		現状	目標 (2024 年度)
1	キャリア教育の視点で体験活動を実施している小学校の割合	74.0%	100%
2	ヤング・ジョブ・あいち利用者の就職者数	6,680 人	6,748 人
3	学校等と連携して思春期教育を実施している市町村の数	40 市町	全市町村 (54 市町村)
4	出会いの場を提供するイベント実施数	1,133 回	1,500 回
5	新生児集中治療管理室 (NICU) の整備数	189 床	増加
6	ファミリー・フレンドリー企業の登録数	1,371 件	増加
7	年次有給休暇の取得率	52%	57%
8	男性の育児休業の取得率	4.6%	7.6%
9	6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	83 分	100 分 (2020 年度)
10	男性の働き方の見直しを促進する事業を実施している市町村の数	18 市町村	全市町村 (54 市町村)
11	子育て世代包括支援センターを設置している市町村の数	42 市町	全市町村 (54 市町村)
12	待機児童の解消	258 人	解消
13	保育士等の確保数	26,887 人	30,000 人
14	病児保育事業の実施市町村数	45 市町村	全市町村 (54 市町村)
15	放課後児童クラブの待機児童の解消	863 人	解消

項目		現状	目標（2024年度）
16	スクールソーシャルワーカーの配置人数 （県立高等学校・県立特別支援学校）	7人（高等学校） 1人（特別支援学校）	増加 （高等学校）
			拠点校配置 （特別支援学校）
17	スクールソーシャルワーカーを配置している市町村の数 （公立小・中学校）	24市町	全市町村 （54市町村）
18	生活困窮世帯・ひとり親家庭の子どもの学習支援事業の実施市町村数	40市町	全市町村 （54市町村）
19	小児集中治療室（PICU）の整備数	22床	26床
20	幼稚園・保育所・認定こども園との接続に関する研究・研修を行っている市町村の数	26市町村	全市町村 （54市町村）
21	スクールカウンセラーの配置人数 （県立高等学校・県立特別支援学校）	56人（高等学校） 1人（特別支援学校）	増加 （高等学校）
			拠点校配置 （特別支援学校）
22	子ども・若者支援地域協議会を利用できる県内の子ども・若者の割合	65.8%	70% （2022年度）
23	養育支援訪問事業を実施している市町村の数	46市町村	全市町村 （54市町村）
24	市町村子ども家庭総合支援拠点を設置している市町村の数	7市	全市町村 （54市町村）
25	施設等入所児童に占める里親等委託の割合	15.9%	20%
26	個別の教育支援計画の作成率	小学校特別支援学級 99.7% 通常の学級 67.6% 中学校特別支援学級 99.1% 通常の学級 68.7%	100%
27	児童発達支援センターの設置市町村数	19市町村 （17市町及び1圏域）	全市町村 （54市町村）
28	外国人の子どものプレスクール実施箇所数	16箇所	増加

項目		現状	目標（2024年度）
29	多文化子育てサロン設置箇所数	6箇所	15箇所 (2022年度)
30	乳幼児の事故予防対策をしている家庭の割合	74.5%	増加
31	キッズ・ゾーンを設定する市町村の数	0市町村	全市町村 (54市町村)
32	子ども食堂の箇所数	140箇所	200箇所 (2022年度)
33	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）を実施する団体数	1団体	11団体
34	子育て家庭優待事業登録店舗数	9,739店舗	10,000店舗
35	理想の子ども数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合	51.3%	47.7%

參考資料



資料1 「あいち はぐみんプラン 2020-2024」策定経過

年月日	策定経過
2018年 7月27日	平成30年度愛知県社会福祉審議会
	8月31日 平成30年度第1回愛知県子ども・子育て会議
	10月22日 少子化に関する県民意識調査の実施
	～11月7日
2019年 3月26日	平成30年度第2回愛知県子ども・子育て会議
	7月17日 令和元年度第1回愛知県社会福祉審議会
	7月23日 2019年度第1回愛知県子ども・子育て会議
	10月16日 2019年度第2回愛知県子ども・子育て会議
	12月17日 2019年度第3回愛知県子ども・子育て会議
	12月23日 パブリック・コメント
2020年 ～1月24日	
	2月17日 2019年度第4回愛知県子ども・子育て会議

資料2 愛知県少子化対策推進条例

(平成19年3月23日 愛知県条例第8号)

だれもが安心して子どもを産み育てることができ、その喜びを実感し、次代の社会を担う子どもが健やかに成長することは私たちの願いである。

今日、結婚や出産に対する個人の考え方の変化や経済的に不安定な若者の増加による未婚化や晩婚化の進展、子育てへの負担や不安から、急速に少子化が進行し、人口構造にひずみを生じさせ、ひいては人口が減少するという事態に直面している。

このような状況は、社会の存立基盤を揺るがす問題となっており、この愛知にも、経済や地域社会の活力の低下を招き、子どもが自主性や社会性を身に付ける機会を減少させるなど深刻な影響をもたらすおそれがある。

私たちは、急速な少子化の進行に対し、結婚、出産や子育てに対する負担や不安を取り除き、強い決意の下に少子化の流れに歯止めをかけていく必要がある。

このような認識の下、男女共同参画社会の形成とあいまって、県民が家庭を築き、子どもを産み育てることに夢を持つことができる活力ある豊かな明日の愛知の実現のために、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、少子化対策の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、少子化対策を推進し、もって県民が安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 少子化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 父母その他の保護者が子育ての最も重要な責任を有するとの認識の下に、子どもは次代の社会を担う者であることにかんがみ、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。
- 二 子どもを産み育てる者が男女ともに充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、仕事と生活の調和に配慮すること。
- 三 子育ての意義及び子育てにおける家庭が果たす役割の重要性についての理解が深められ、かつ、子育てを行うことの喜びが実感されるよう配慮すること。
- 四 すべての子どもが健やかに育つことができるよう配慮すること。
- 五 結婚、出産、家庭及び子育てに対する個人の考え方が尊重されるよう配慮すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、少子化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国、市町村、県民及び事業者と緊密な連携を図りながら協力して少子化対策の推進に取り組むものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、必要な雇用環境の整備その他の少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県が実施する少子化対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第六条 知事は、少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、少子化対策の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 少子化対策に関する目標及び施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第七条 県は、県民及び事業者が少子化対策の重要性に関する理解を深めるとともに、県民が家庭を築き、子どもを生き育てることに誇りを持つことができるようにするため、社会全体で少子化対策の推進が行われるよう県民及び事業者と一体となった推進体制を整備し、及び少子化対策の推進の啓発を行うものとする。

(就業の支援)

第八条 県は、経済的に自立して子どもを生き育てることが困難な者及び子どもを生き育てるために離職した者が、安定した職業に就くことができるようにするため、これらの者に対する就業の相談並びに就業及び再就職のための職業能力の開発の機会の提供、これらの者の雇用の促進に関する事業者への啓発及び情報の提供その他の支援に努めるものとする。

(仕事と生活の調和の推進)

第九条 県は、子どもを生き育てる者が職業生活と家庭生活を両立することができるようにするため、仕事と生活の調和に関し、労働者の理解を深めるとともに、事業者に対しその実現に必要な雇用環境の整備を促すものとする。

(地域における子育ての支援)

第十条 県は、市町村が実施する保育サービス及び母子保健サービスの提供、児童健全育成の推進等の子育てを支援する施策が効果的に実施されるよう、情報の提供その他の支援に努めるものとする。

- 2 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が行う子育てを支援する自発的な取組が効果的に行われるよう、情報の提供その他の支援に努めるものとする。
- 3 県は、子育てに対する不安から生じる児童虐待が防止されるよう、市町村その他関係機関との連携の強化及び充実に努めるものとする。

(教育の推進)

第十一条 県は、子どもが、生命の尊厳及び家庭が果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、次代において自立して社会生活を営み、家庭を築き、子どもを生き育てることができるよう、必要な教育を推進するものとする。

(生活環境の整備)

第十二条 県は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅への子どもを生き育てる者の入居の支援に努めるものとする。

- 2 県は、子ども及び子どもを生き育てる者の利用に配慮された施設並びに子どもが安全に利用することができる道路交通環境の整備の促進に努めるものとする。
- 3 県は、子どもの生活する地域の住民が行う子どもを犯罪から守る取組の支援その他の地域環境の整備の促進に努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十三条 県は、国及び市町村と協力し、子どもを生き育てる者の経済的負担の軽減を図るために必要な施策の充実に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、少子化対策に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十五条 知事は、毎年度、少子化対策に関する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第九条第一項の規定により策定されている計画は、第六条第一項の規定により定められた基本計画とみなす。

資料3 愛知県子どもを虐待から守る条例

(平成26年3月28日 愛知県条例第47号)

次代の社会を担う子どもは、かけがえのない存在であり、全ての子どもが安心して暮らせる環境を整備することは、社会全体の責務である。

しかし、家庭環境の多様化、地域社会における人間関係の希薄化、経済状況の変化などから、家庭や地域社会における養育機能が低下し、子どもに対する虐待が後を絶たず、子どもを死に至らしめる事件も発生している。

また、虐待を受けた子どもが、適切なケアを受けないまま成長し、次の世代に虐待が連鎖する懸念も指摘されている。

子どもに対する虐待は、重大な人権の侵害であり、理由のいかんにかかわらず、決して許されないことである。私たちは、深い理解と愛情を持って子どもを育てていかなければならない。

こうした認識の下、私たちは、社会全体として、子どもを虐待から守り、その健やかな成長を支えることを目指し、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、保護者等が一体となって、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条に規定する児童をいう。
- 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。
- 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。
- 四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第三条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、決して許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。

- 2 子どもを虐待から守ることに関する施策の実施に当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。

3 子どもを虐待から守るための取組は、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策を支援するよう努めなければならない。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、県及び関係機関等と連携を図りながら、子どもを虐待から守ることに関する施策の推進に努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、虐待のない地域づくりに積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第七条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。

(関係機関等の役割)

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

2 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、虐待の予防に努めるものとする。

(連携及び協働)

第九条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策の実施に当たっては、児童相談センター及び児童・障害者相談センター（以下「児童相談センター等」という。）、福祉事務所（県の設置するものに限る。以下同じ。）、県警察本部（警察署を含む。以下同じ。）、市町村並びに関係機関等の連携の確保に努めるとともに、必要に応じ、県民、関係機関等及び地域において子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体の協力を求めるものとする。

(基本計画)

第十条 知事は、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもを虐待から守ることに関する目標及び施策についての基本的な方針

二 妊娠期からの総合的な子育て支援に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(年次報告)

第十一条 知事は、毎年度、子どもを虐待から守ることに関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対し、必要な報告を求めることができる。

(啓発活動)

第十二条 県は、県民に子どもを虐待から守ることの趣旨の周知徹底を図るため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第二章 予防

第十三条 県は、虐待の予防に資するため、妊婦及びその家族に対する相談の実施、子育て家庭に対する情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。

2 県は、虐待の予防に資するため、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業その他の市町村（名古屋市を除く。）及び関係機関等が行う子育て支援に関する業務について、必要な支援を行うものとする。

第三章 早期発見及び早期対応

(早期発見)

第十四条 県は、虐待を早期に発見することができるよう、虐待を受けた子ども（虐待を受けたと思われる子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者にとって通告しやすく、かつ、虐待を受けた子どもに係る家庭その他の者にとって相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

(通告に係る対応等)

第十五条 児童相談センター等の長は、虐待を受けた子どもを発見した者から通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、当該通告を受けてから少なくとも四十八時間以内に面会その他の手段により当該子どもを直接目視することを基本として、法第八条第二項の安全の確認を行うための措置（以下「安全確認措置」という。）を講ずるものとする。

2 虐待を受けた子どもの保護者及び同居人は、前項の規定により児童相談センター等の長が講ずる安全確認措置に協力しなければならない。

3 児童相談センター等の長は、第一項の規定により安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

4 前項の規定により児童相談センター等の長から協力を求められた者は、第一項の規定による安全確認措置に協力するよう努めるものとする。

(通告等に係る体制の整備等)

第十六条 県は、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受けることができる体制の整備に努めなければならない。

2 県は、虐待を受けた子どもに係る通告又は相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に必要な配慮をしなければならない。

(安全の確認及び確保に関する協力)

第十七条 知事は、法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をさせるに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

2 児童相談センター等の長は、児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を行うに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

(情報の共有)

第十八条 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、児童相談センター等、福祉事務所、県警察本部その他の県の関係機関相互間並びに市町村及び関係機関等との間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

第四章 援助、指導及び支援

(虐待を受けた子どもに対する援助)

第十九条 県は、虐待を受けた子どもが虐待から守られ、かつ、良好な家庭的環境で生活できるようにするとともに、虐待を受けた子どもの心身の回復を図るため、虐待を受けた子どもに対し、年齢、心身の状況等を十分考慮した援助を行うものとする。

(虐待を受けた子どもの保護者に対する指導及び援助)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもの保護者が良好な家庭環境を形成し、及び二度と虐待を行わないようにするとともに、虐待を受けた子どもの心身の回復を図るため、当該保護者に対し、必要な指導及び援助を行うものとする。

(医療機関の連携協力体制の整備)

第二十一条 県は、虐待を受けた子どもがその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、医療機関の連携協力体制の整備に努めるものとする。

(社会的養護の充実)

第二十二条 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設等の確保及び養育里親の養成その他の家庭的養護の推進に努めるものとする。

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十三条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第五章 人材の育成等

(人材等の育成)

第二十四条 県は、市町村及び関係機関等の子どもを虐待から守ることに寄与する人材の育成を図るため、子どもを虐待から守ることに係る専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。

2 県は、地域における子どもを虐待から守ることに関する活動を促進するため、地域において子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

(要保護児童対策地域協議会への支援)

第二十五条 県は、市町村（名古屋市を除く。）が設置する児童福祉法第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十六条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 県は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料4 愛知県社会福祉審議会条例

(平成12年3月28日 愛知県条例第6号)

(趣旨等)

第一条 この条例は、愛知県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八条から第十一条まで並びに社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第二条及び第三条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 社会福祉法第十二条第一項の規定に基づき、審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

3 審議会は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関として、同項各号に掲げる事務を処理するものとする。

4 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条の審議会その他の合議制の機関として、同条に規定する事項を調査審議するものとする。

(委員の任期等)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長の職務の代理)

第三条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の四分の一以上が調査審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会においては、委員長が議長となる。

4 審議会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第五条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。

- 2 専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 3 専門分科会長は、専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会に属する委員又は臨時委員のうちからその指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 民生委員審査専門分科会に係る第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「委員及び臨時委員」とあるのは「委員」と、前項中「委員又は臨時委員」とあるのは「委員」とする。
- 6 児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項のほか、子ども・子育て支援法第七十七条第四項各号に掲げる事務に関する事項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十五条に規定する事項を調査審議する。
- 7 審議会は、身体障害者福祉専門分科会のほか、必要に応じ、児童福祉専門分科会その他の専門分科会に審査部会を設けることができる。
- 8 専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会長が委員長の同意を得て定める。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に審議会の委員である者の任期は、第二条第一項の規定にかかわらず、平成十四年五月二十日までとする。

(愛知県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

- 3 愛知県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(平成三年愛知県条例第四号)は、廃止する。

附 則(平成十二年七月十八日条例第五十六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年十二月二十二日条例第六十六号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成十七年三月二十二日条例第二十八号)

この条例は、平成十七年五月二十一日から施行する。

附 則(平成二十五年七月五日条例第四十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年十月十四日条例第六十一号）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 愛知県社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会は、この条例の施行の前において、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条に規定する事項（同法第十七条第三項の規定に係るものに限る。）を調査審議することができる。

附 則（平成二十八年十月十八日条例第五十号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料5 愛知県社会福祉審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県社会福祉審議会条例（平成12年愛知県条例第6号）第6条の規定に基づき、愛知県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(副委員長及びその職務)

第2条 審議会に、副委員長1人を置く。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(専門分科会の設置)

第3条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条第1項及び第12条第2項並びに社会福祉法施行令（昭和38年政令第185号）第3条第1項に定めるもののほか、審議会に、必要に応じ、その他の専門分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

2 児童福祉専門分科会に、別表1左欄に掲げる審査部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議するものとする。

(副分科会長及びその職務)

第4条 分科会に、副分科会長1人を置く。

2 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、副分科会長がその職務を行う。

(部会長、副部会長及びその職務)

第5条 審査部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長は、その審査部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を行う。

(専門分科会への委任)

第6条 審議会は、子ども・子育て支援法第77条第4項各号に掲げる事項について調査審議するときは、児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の決議または意見とする。

(審査部会への委任)

第7条 審議会は、身体障害者の障害程度の審査、特別障害者手当の障害程度の審査、身体障害者手帳の交付申請に添える診断書を発行する医師の指定及び指定の取消し並びに更生医療の給付を行う医療機関の指定及び指定の取消しに関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議または意見とする。

2 審議会は、別表1右欄に掲げる事項に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議又は意見とする。

(調査研究会議の開催)

第8条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、別途調査研究会議を開催することができる。

(議事録の作成及び会議の公開等)

第9条 審議会の会議については、議事録を作成し、会議の長が指名した委員2名が、これに署名するものとする。

2 議事録の保存年限は5年間とする。

3 審議会の会議は原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規程する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、審議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときはこの限りでない。

4 分科会及び審査部会の公開については、前項の規定を準用する。

(事務局)

第10条 この審議会の事務局を福祉局福祉部福祉総務課に置く。

附 則

この規程は、昭和44年2月19日から施行する。ただし、第3条第3項に定める審査部会に関しては、昭和44年4月1日から施行する。

(以下略)

別表1

名 称	調査審議事項
里親審査部会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童の里親の認定の適否に関すること。
児童措置審査部会	(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。 (2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。 (3) 児童福祉法に定める被措置児童等虐待に関すること。
幼保連携型認定こども園審査部会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)により調査審議が必要とされる幼保連携型認定こども園の設置の認可等及びその他幼保連携型認定こども園に関すること。
保育所審査部会	児童福祉法により調査審議が必要とされる保育所の設置の認可等に関すること。

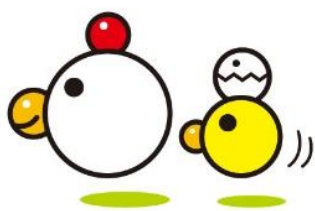
資料6 愛知県子ども・子育て会議（愛知県社会福祉審議会児童福祉専門分科会）委員名簿
（21名、50音順、敬称略）

氏名	所属	職名
石川 治代	愛知県国公立幼稚園・こども園長会	会長
伊東 世光	愛知県社会福祉協議会保育部会	部会長
伊奈 希依子	愛知県小中学校長会	
加納 美加	日本労働組合総連合会愛知県連合会	総務局長兼国際局長
久世 康浩	愛知県経営者協会	会員サービス部長
小出 詠子	愛知県医師会	理事
後藤 澄江	日本福祉大学	教授
榊原 輝重	ファザーリング・ジャパン東海支部	支部長
清水 美里	愛知県小中学校PTA連絡協議会	副会長
杉浦 ますみ	愛知県地域活動連絡協議会	書記
都築 昭彦	愛知県児童福祉施設長会	副会長
中井 恵美	子育て支援のNPOまめっこ	理事長
中川 英治	愛知県市長会	碧南市福祉こども部こども課長
菲澤 仁実	愛知県町村会	東郷町こども健康部子育て応援課長
早川 みどり	愛知県私立幼稚園PTA連合協議会	会長
福上 道則	全国認定こども園協会	全国認定こども園研修研究機構代表理事
松岡 明範	愛知県私立幼稚園連盟	会長
水野 真由	CAPNA	理事
山本 チョエ	愛知県中小企業団体中央会	あいち女性中央会相談役
山本 理絵	愛知県立大学	教授
横山 茂美	愛知県里親会連合会	副会長

会長：後藤 澄江

副会長：山本 理絵

※2020年3月時点



愛知県子育て応援マスコット・キャラクター「はぐみん」



愛知県の子育て・子育て応援マスコットキャラクターである「はぐみん」は、「家庭円満や平和」を象徴する「まる」をテーマに、卵からひよこ、ニワトリという成長過程を描いています。

また、「はぐみん」という名前は、「育み・育む」という言葉と、抱きしめるという意味を持つ「Hug」という言葉が由来です。



あいち はぐみんプラン 2020-2024



2020年3月発行

愛知県福祉局子育て支援課

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6315 (ダイヤルイン)

